

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成22年5月14日提出

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 石橋 俊朗

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

【事務連絡者氏名】 長谷川 英男
連絡場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

【電話番号】 03-5695-2111

**【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】** ダイワB R I C s リターンズ・ファンド

**【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券の金
額】** 継続申込期間（平成22年5月15日から平成23年5月13日まで）
10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ダイワB R I C sリターンズ・ファンド

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。格付けは、取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

(7) 【申込期間】

平成22年5月15日から平成23年5月13日まで(継続申込期間)

(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8) 【申込取扱場所】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(国内のすべての営業所等で取扱います。)

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。)までに、取得申込代金(取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。)を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(国内のすべての営業所等で取扱います。)

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

サンパウロ証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ロシア取引システム（RTS）、インドのボンベイ証券取引所、インドのナショナル証券取引所、シンガポール証券取引所または香港証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受け付けは、行ないません。

申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

委託会社の各営業日（ ）の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（ ）の取扱いとなります。

（ ）前 の申込受付中止日を除きます。

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））
	決算頻度	年2回
	投資対象地域	エマージング
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「株式 一般」...大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年2回」...目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「エマージング」...目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1. 主として、ブラジル、ロシア、インドおよび中国地域（中国、香港、台湾）の株式を主要投資対象とする複数の投資信託証券に投資することにより、信託財産の成長をめざします。

◆ファンドの仕組み

当ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、ブラジル、ロシア、インドおよび中国地域の株式に実質的に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。



- ※「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。
- ※各投資対象ファンドの名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載しています。
- ※「株式」には預託証書を含みます。
- ※各投資対象ファンドの投資態度等については、後掲の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

2. 各投資信託証券への配分は、主要投資対象国(*)の成長性、政治社会情勢、市場環境、株価バリュエーション、流動性等を分析して、信託財産の純資産総額の25%±15%程度の範囲内とします。

*主要投資対象国:ブラジル、ロシア、インド、中国

3. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記1.~3.の運用が行なわれないことがあります。

4. 年2回、2月20日および8月20日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

【分配方針】

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

投資対象ファンドの概要

I. BNPパリバ・ブラジル株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

基本方針	中長期的に信託財産の着実な成長を目的として運用を行いません。
主要投資対象	BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンドの受益証券
投資態度	<p>①当ファンドは、BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド受益証券への投資を通じ、主として、ブラジル連邦共和国（ブラジル）に本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等に実質的に投資を行ない、中長期的に投資信託財産の成長をめざした運用を行いません。ただし、上記の株式等以外に、投資対象企業のADR（米国預託証券）やGDR（グローバル預託証券）等も投資対象とすることがあります。</p> <p>②投資する株式の選定においては、経済状況などを考慮しながら業種別の企業動向等の見直しを行なうと同時に、定量および定性的な個別企業の分析を行ない、バリュエーション上株価が割安と判断され、かつ企業収益が堅調であると考えられる株式を選択します。</p> <p>③株式への実質的な組入れ比率は高位を保つことを基本とします。</p> <p>④外貨建資産への実質的な投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>⑤資金動向、市況動向、その他の要因（当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等を含みます。）等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>⑥当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ専用とします。</p>
BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンドの投資態度	<p>①当ファンドは、主として、ブラジルに本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等に投資を行ない、中長期的に投資信託財産の成長をめざした運用を行いません。ただし、上記の株式等以外に、投資対象企業のADR（米国預託証券）やGDR（グローバル預託証券）等も投資対象とすることがあります。</p> <p>②（上記「投資態度」の②と同規定）</p> <p>③株式への組入れ比率は高位を保つことを基本とします。</p> <p>④外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>⑤（上記「投資態度」の⑤と同規定）</p> <p>⑥ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル（BNP Paribas Asset Management Brasil LTDA.）に運用指図に関する権限を委託します。</p> <p>（ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメントブラジル(BNP Paribas Asset Management Brasil LTDA.)について）</p> <p>ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル（BNP Paribas Asset Management Brasil LTDA.）は、ビー・エヌ・ピー・パリバグループの資産運用部門におけるブラジルの拠点であり、平成10年に設立され、ブラジルをはじめとするラテンアメリカ市場に特化した資産運用業務を行っております。</p> <p>ビー・エヌ・ピー・パリバは、平成12年5月に、パリ国立銀行とパリバ銀行の合併によりフランス大手の総合金融グループとして誕生しました。ビー・エヌ・ピー・パリバグループは世界各国に拠点を有し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、投資顧問業務、ならびにリテール銀行業務という3つの重要な業務分野において、その実績と経験を基に、グローバルに金融サービスを提供しています。</p>
信託期間	無期限（平成21年2月16日当初設定）
決算日	毎年5月10日および11月10日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年率0.945%（税抜0.900%）
信託事務の諸費用および監査報酬	信託財産に関する租税、その他信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査費用ならびに当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
委託会社	ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

II. ダイワ・ロシア株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ・ロシア株マザーファンドの受益証券
投資態度	<p>①主としてロシアの株式(*)の中から、豊富な天然資源の強みを背景に、国内需要の拡大など産業構造の変化が進むロシア経済において、成長が期待される企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 (*) 株式：DR（預託証券）、米ドル建ての株式等を含みますので、投資対象国以外の通貨の為替リスクが発生する場合があります。</p> <p>②運用にあたっては、以下の点に留意しながら投資することを基本とします。 イ、業績動向、流動性等により銘柄の定量分析を行ない、投資対象銘柄を決定します。 ロ、財務内容、経営陣の評価、セクター内の競争力、バリュエーション、利益成長等に着目し、買付候補銘柄を決定します。 ハ、ポートフォリオの構築においては、業種分散、銘柄分散を考慮します。</p> <p>③実質的な運用は、ダイワ・ロシア株マザーファンドの受益証券に投資することにより行ないます。 ④マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、デカ・インベストメント社に運用の指図にかかる権限を委託します。</p> <p style="text-align: center;">〈デカ・インベストメント社(Deka Investment GmbH)について〉</p> <p>デカ・インベストメント社は、ドイツ国内で総資産額が最大の金融グループである「貯蓄銀行グループ」の最上部決済銀行デカバンク(DekaBank)の100%子会社です。1956年に設立され、リテールおよび機関投資家向けの資産運用業務を担当しています。</p> <p>デカバンクは、州立銀行間、貯蓄銀行間の上部決済機能、同グループへの資金供与だけではなく一般企業向け、保険会社向けの与信供与や世界レベルの機関投資家として、投資事業、アセットマネジメント業務を展開するなど、ドイツ有数のユニバーサルバンクとして業務を展開しています。</p> <p>⑤マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。 ⑥為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑦当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される場合、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑧当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ専用とします。</p>
ダイワ・ロシア株マザーファンドの投資態度	<p>①～②(上記「投資態度」の①～②と同規定) ③外貨建資産の運用にあたっては、デカ・インベストメント社に運用の指図にかかる権限を委託します。 ④株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 ⑤保有外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥(上記「投資態度」の⑦と同規定)</p>
信託期間	無期限(平成21年2月16日当初設定)
決算日	2月20日および8月20日(休業日の場合翌営業日)
信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年率0.8925%(税抜0.85%)
信託事務の諸費用および監査報酬	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

Ⅲ. ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンドの受益証券
投資態度	<p>①主として、ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンドの受益証券を通じてインドの株式*の中から、インド経済の発展に関連するインドの企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>②運用にあたっては、以下の点に留意しながら投資することを基本とします。</p> <p>イ、主にインド経済の発展に必要な設備やエネルギー供給体制等の構築、整備、運営事業および人口増加や所得水準の向上に伴う消費の拡大に関連すると判断される銘柄の中からボトムアップアプローチにより銘柄を選定します。</p> <p>ロ、時価総額や流動性等を勘案します。</p> <p>ハ、個別企業のファンダメンタルズ、成長性、株価バリュエーション等を総合的に勘案し、ポートフォリオを構築します。</p> <p>③マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ アセット マネージメント（シンガポール）リミテッドに運用の指図にかかる権限の一部を委託します。ダイワ アセット マネージメント（シンガポール）リミテッドは、当該外貨建資産の運用について、SBI Funds Management Private Limitedの助言を受けます。</p> <p style="text-align: center;">（ダイワ アセット マネージメント（シンガポール）リミテッドについて）</p> <ul style="list-style-type: none"> •ダイワ アセット マネージメント（シンガポール）リミテッド（所在地：シンガポール）は、1994年にシンガポールにおいて設立された会社で、大和証券投資信託委託株式会社の海外現地法人です。 •主として、アジア株式の運用・調査業務を行なっています。 <p>④マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。</p> <p>⑤為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</p> <p>⑥当初設定日後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される場合、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p> <p>⑦当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ専用とします。</p> <p>株式*…DR（預託証券）を含みます。</p>
ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンドの投資態度	<p>①主として、インドの株式*の中から、インド経済の発展に関連するインドの企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>②（上記「投資態度」の②と同規定）</p> <p>③外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ アセット マネージメント（シンガポール）リミテッドに運用の指図にかかる権限の一部を委託します。ダイワ アセット マネージメント（シンガポール）リミテッドは、当該外貨建資産の運用について、SBI Funds Management Private Limitedの助言を受けます。</p> <p>④株式*の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。</p> <p>⑤保有外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</p> <p>⑥（上記「投資態度」の⑥と同規定）</p> <p>株式*…DR（預託証券）を含みます。</p>
信託期間	無期限（平成21年2月16日当初設定）
決算日	毎年6月16日および12月16日（休業日の場合翌営業日）
信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年率0.8925%（税抜0.85%）
信託事務の諸費用および監査報酬	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

IV. チャイナ龍翔（FOFs用）（適格機関投資家専用）

基本方針	信託財産の長期的な成長をめざして運用を行ないます。									
主要投資対象	チャイナ・エクイティ・マザーファンドの受益証券									
投資態度等	<p>①中国地域の株式を実質的な主要投資対象とし、中国の経済成長からメリットを受ける有望な投資テーマ（アイデア）にフォーカスして投資します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別銘柄への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析を重視して、投資魅力が高いと判断される銘柄に投資します。 個々の企業の成長性、収益性、財務内容や流動性などを勘案します。 組入銘柄が投資テーマ（アイデア）に関連するかの判断は、ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッドが行ないます。 <p>〈当ファンドの実質的な投資対象〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>投資対象国</th> <th>投資対象銘柄</th> <th>実質投資割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要投資対象国：中国地域 （中国、香港、台湾）</td> <td>中国の企業（H株、レッドチップ、B株 他） 香港、台湾の企業</td> <td>原則として取得時において 純資産総額の70%以上</td> </tr> <tr> <td>その他投資対象国： 中国周辺アジア諸国 （韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム等）</td> <td>中国関連企業</td> <td>原則として取得時において 純資産総額の30%未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>※今後、規制緩和等により、投資条件が整った場合には、中国A株へ投資する場合があります。株式以外にも、DR（預託証券）や株式の値動きに連動する債券等へ投資する場合があります。</p> <p>※中国の企業には、中国本土の企業で他の市場に上場している銘柄も含まれます。</p> <p>※上記以外の国が今後投資対象国に追加される場合があります。</p> <p style="text-align: center;">当ファンドにおける「中国の企業」とは…</p> <p>H株： 香港市場に上場されている銘柄のうち、登記場所や主要活動拠点、資本が中国本土である銘柄</p> <p>レッドチップ： 香港市場に上場されている銘柄のうち、法人登記が中国本土以外でされた中国の政府機関等の資本傘下にある銘柄</p> <p>B株： 上海証券取引所や深セン証券取引所に上場された銘柄で、外国人投資家が取引できるもの。上海証券取引所のB株は米ドル建てで取引され、深セン証券取引所のB株は香港ドル建てで取引されています。</p> <p>※上記のほかにも中国本土の企業で他の市場に上場している銘柄等も含まれます。</p> <p>②マザーファンドの運用指図にかかる権限をダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッドへ委託します。</p> <p style="text-align: center;">〈ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッドについて〉</p> <p>ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッド（所在地：香港）は、1988年2月に香港法に基づき、香港において設立された会社で、大和住銀投資顧問株式会社の100%子会社です。同社は、主に、機関投資家等に対して資産運用業務を行っており、主として、アジア地域の株式等の運用を行っています。</p> <p>③マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</p> <p>④実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤資金動向、市況動向、残存信託期間、残存元本等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>⑥当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ専用とします。</p>	投資対象国	投資対象銘柄	実質投資割合	主要投資対象国：中国地域 （中国、香港、台湾）	中国の企業（H株、レッドチップ、B株 他） 香港、台湾の企業	原則として取得時において 純資産総額の70%以上	その他投資対象国： 中国周辺アジア諸国 （韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム等）	中国関連企業	原則として取得時において 純資産総額の30%未満
投資対象国	投資対象銘柄	実質投資割合								
主要投資対象国：中国地域 （中国、香港、台湾）	中国の企業（H株、レッドチップ、B株 他） 香港、台湾の企業	原則として取得時において 純資産総額の70%以上								
その他投資対象国： 中国周辺アジア諸国 （韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム等）	中国関連企業	原則として取得時において 純資産総額の30%未満								

チャイナ・ エクイティ・ マザーファンドの 投資態度	①中国地域の株式を主要投資対象とし、中国の経済成長からメリットを受ける有望な投資テーマ（アイデア）にフォーカスして投資します。 ・個別銘柄への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析を重視して、投資魅力が高いと判断される銘柄に投資します。 ・個々の企業の成長性、収益性、財務内容や流動性などを勘案します。 ・組入銘柄が投資テーマ（アイデア）に関連するかの判断は、ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッドが行ないます。 ②運用指図にかかる権限をダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッドへ委託します。 ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ④資金動向、市況動向によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。
信託期間	無期限（平成21年2月16日当初設定）
決算日	毎年4月11日および10月11日（休業日の場合翌営業日）
信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年率0.819%（税抜0.78%）
信託事務の諸費用 および監査報酬	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
委託会社	大和住銀投信投資顧問株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

【指定投資信託証券の委託会社等について】

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下のとおりです。

ビー・エヌ・ビー・パリバ アセットマネジメント株式会社

平成10年11月9日	会社設立
平成10年11月30日	証券投資信託委託業の免許取得
平成11年2月26日	証券投資顧問業の登録
平成12年6月20日	投資一任契約業務の認可取得
平成12年8月1日	パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
平成12年8月1日	ビー・エヌ・ビー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

大和証券投資信託委託株式会社

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年4月1日	営業開始
昭和60年11月8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成7年5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成7年9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

大和住銀投信投資顧問株式会社

昭和48年6月	大和投資顧問株式会社設立
平成11年2月	証券投資信託委託業の認可取得
平成11年4月	住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更

(2) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者
	収益分配金（注）、償還金など お申込金（ 3 ）

お取扱窓口	販売会社 大和証券株式会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(1)に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
1	収益分配金、償還金など お申込金(3)	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(2)の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
運用指図	2 損益 信託金(3)	
受託会社	住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
	損益 投資	
投資対象	投資対象ファンドの受益証券 など	

(注) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。

3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

◆ファンドの仕組み

当ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、ブラジル、ロシア、インドおよび中国地域の株式に実質的に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。



※「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※各投資対象ファンドの名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載しています。

※「株式」には預託証券を含みます。

※各投資対象ファンドの投資態度等については、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

< 委託会社の概況（平成22年3月末日現在） >

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

- 昭和34年12月12日 設立登記
 昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
 昭和35年 4月 1日 営業開始
 昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
 平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
 平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
 平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・大株主の状況

名称	住所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

次の各ファンドの受益証券（振替受益権を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

1. BNPパリバ・ブラジル株式ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）の受益証券
2. ダイワ・ロシア株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）の受益証券
3. ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）の受益証券
4. チャイナ龍翔（F0Fs用）（適格機関投資家専用）の受益証券

投資態度

イ．主として、ブラジル、ロシア、インドおよび中国地域(中国、香港、台湾)の株式を主要投資対象とする複数の投資信託証券に投資することにより、信託財産の成長をめざします。

ロ．各投資信託証券への配分は、主要投資対象国()の成長性、政治社会情勢、市場環境、株価バリュエーション、流動性等を分析して、信託財産の純資産総額の25% ± 15%程度の範囲内とします。

主要投資対象国：ブラジル、ロシア、インド、中国

ハ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンド	BNPパリバ・ブラジル株式ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
選定の方針	主として、ブラジル連邦共和国（ブラジル）に本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等に実質的に投資を行ない、中長期的に投資信託財産の成長を目指した運用を行なうファンドであること。

投資先ファンド	ダイワ・ロシア株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
選定の方針	主としてロシアの株式の中から、豊富な天然資源の強みを背景に、国内需要の拡大など産業構造の変化が進むロシア経済において、成長が期待される企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行なうファンドであること。

投資先ファンド	ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
選定の方針	主としてインドの株式の中から、インド経済の発展に関連するインドの企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行なうファンドであること。

投資先ファンド	チャイナ龍翔 (F0Fs用) (適格機関投資家専用)
選定の方針	中国地域の株式を主要投資対象とし、中国の経済成長からメリットを受ける有望な投資テーマ(アイデア)にフォーカスして投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行なうファンドであること。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格<ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として、次の1.から4.までに掲げる証券投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。)、ならびに次の5.から8.までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. BNPパリバ・ブラジル株式ファンド(F0Fs用)(適格機関投資家専用)の受益証券

2. ダイワ・ロシア株ファンド(F0Fs用)(適格機関投資家専用)の受益証券

3. ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド(F0Fs用)(適格機関投資家専用)の受益証券

4. チャイナ龍翔(F0Fs用)(適格機関投資家専用)の受益証券

5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前5.の証券または証書の性質を有するもの

7. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

8. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりで

す。

投資先ファンドの名称	BNPパリバ・ブラジル株式ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	中長期的に信託財産の着実な成長を目的として運用を行ないます。
主要な投資対象	BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンドの受益証券への投資を通じ、主として、ブラジル連邦共和国（ブラジル）に本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等に実質的に投資を行ないます。
委託会社の名称	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

投資先ファンドの名称	ダイワ・ロシア株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	ダイワ・ロシア株マザーファンドの受益証券への投資を通じて、ロシアの株式（預託証券、米ドル建ての株式等を含みます。）に投資します。
委託会社の名称	大和証券投資信託委託株式会社

投資先ファンドの名称	ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンドの受益証券を通じてインドの株式（預託証券を含みます。）に投資します。
委託会社の名称	大和証券投資信託委託株式会社

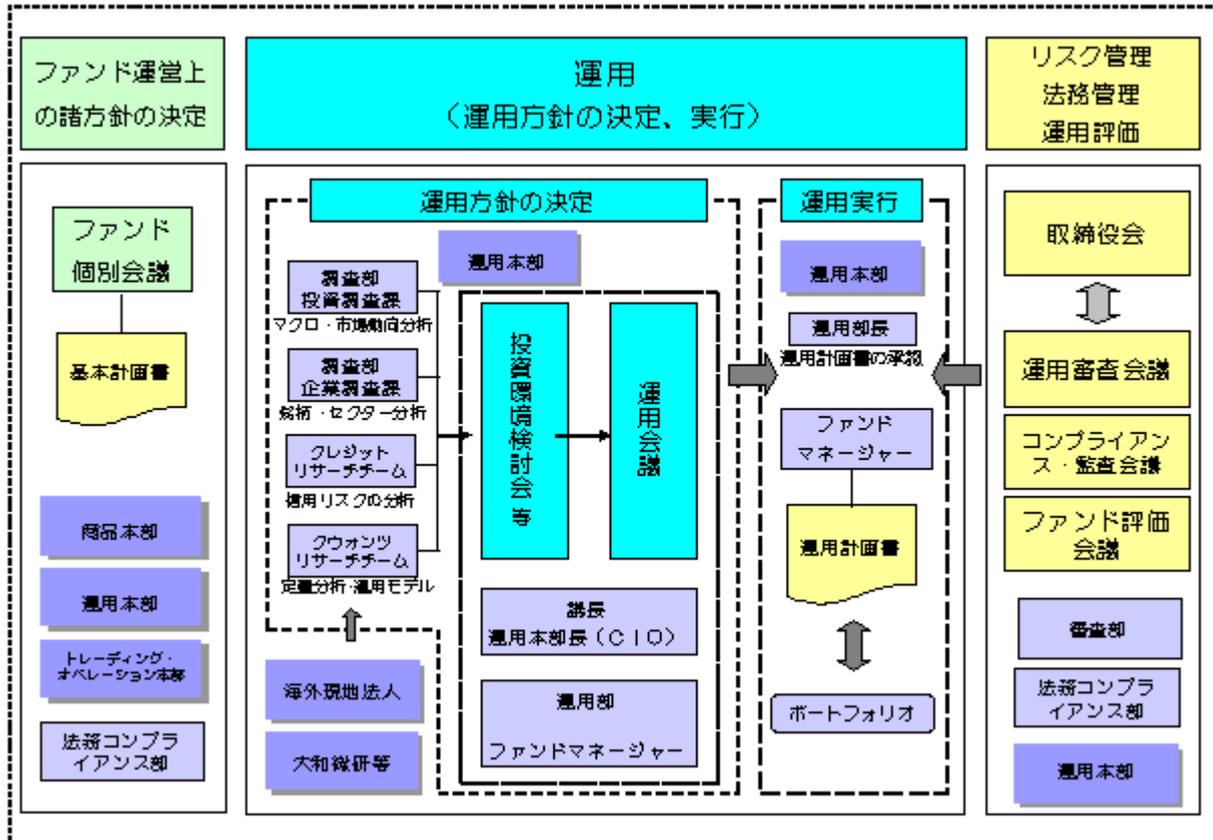
投資先ファンドの名称	チャイナ龍翔（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を目指して運用を行ないます。
主要な投資対象	チャイナ・エクイティ・マザーファンドの受益証券への投資を通じて、中国地域の株式に投資します。
委託会社の名称	大和住銀投信投資顧問株式会社

くわしくは「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．運用本部長（CIO）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更

- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．運用副本部長（1～5名程度）

C I Oを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は20～30名程度です。

受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務を通じて、受託会社の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、年次で受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受けています。

上記の運用体制は平成22年3月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考> 投資対象ファンドについて

下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「信託報酬」等）については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

1. BNPパリバ・ブラジル株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

主な投資制限	マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。 株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
--------	---

マザーファンドの運用指図 権限の委託	<p>委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。 委託先名称：ピー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル 所在地：ブラジル連邦共和国</p> <p>前 の委託を受けた者は、この信託契約に関し、この信託財産からは報酬を収受しません。前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の委託者が支払うものとし、その額は信託財産の日々の純資産総額に年10,000分の37の率を乗じて得た額とします。</p> <p>前 の規定に係らず、前 により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止またはその委託の内容を変更することができます。</p>
収益分配方針	<p>毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配額は、委託者が、基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。</p>
販売手数料	ありません。
償還条項	<p>委託者は、信託期間中に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p>

2. ダイワ・ロシア株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

主な投資制限	<p>マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p>
マザーファンドの運用指図 権限の委託	<p>委託者は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次のものに委託します。 Deka Investment GmbH（「デカ・インベストメント社」といいます。） 所在地：ドイツ</p> <p>前 の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が支払うものとし、その額は信託財産の日々の純資産総額に年10,000分の40の率を乗じて得た額とします。</p> <p>前 の規定にかかわらず、前 により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p>
収益分配方針	<p>分配対象額は、経費控除後の配当等収益とします。 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 留保益は、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。</p>
販売手数料	ありません。
償還条項	<p>受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p>

3. ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
マザーファンドの運用指図 権限の委託	委託者は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限の一部を次のものに委託します。 ダイワ アセット マネージメント（シンガポール）リミテッド 所在地：シンガポール 前 の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が支払うものとし、その額は信託財産の日々の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額とします。 前 の規定にかかわらず、前 により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
収益分配方針	分配対象額は、経費控除後の配当等収益とします。 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 留保益は、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。
販売手数料	ありません。
償還条項	受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

4. チャイナ龍翔（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、親投資信託は除きます。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
マザーファンドの運用指図 権限の委託	委託者は、運用指図に関する権限を次のものに委託します。（ただし、株式等の発注に関しては、委託者が行なう場合があります。） Daiwa SB Investments HK Ltd. （ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッド） 所在地：香港 前 の委託を受けたものが受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとし、当該報酬の率は当該証券投資信託約款で定めるものとします。 前 の規定にかかわらず、前 により委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

収益分配方針	<p>毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行いません。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。</p> <p>収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。</p> <p>留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。</p>
販売手数料	ありません。
償還条項	<p>委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> <p>委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p>

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいませう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。実質的な組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額は、株価変動の影響を大きく受けます。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※イメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。実質的な組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいて、保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴いません。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である株式が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

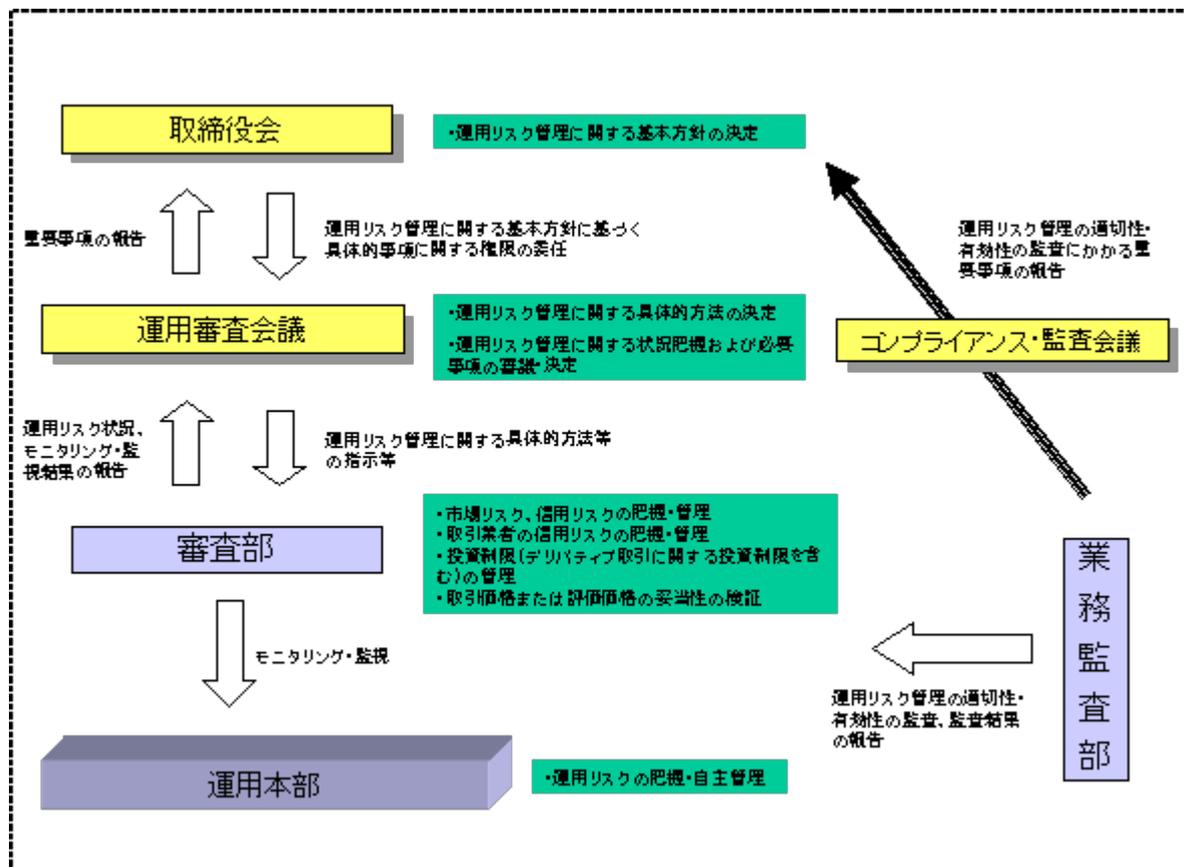
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象ファンドの設定・解約申込み受付の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

- ▶ 海外市場に投資する投資信託の基準価額は、前日の市場価格等取得可能な直近の価格に基づいて計算されます。
- ▶ 当ファンドの基準価額は、組入投資信託証券の前営業日の基準価額に基づき算出されます。このため、有価証券の価格が当ファンドの基準価額に反映されるのは、1営業日遅れることとなります。
- ▶ 当ファンドのお買付け、ご換金を行なう場合、上記の理由により、申込受付日の翌々営業日の基準価額による設定、解約とし、一般的な投資信託と比較して有価証券の価格が1営業日遅れて反映されることに対応しております。
- ▶ なお、ご換金代金については、原則としてご換金の申込受付日から起算して6営業日目以降にお支払いします。



(3) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.882%（税抜0.84%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです

委託会社	販売会社	受託会社
年0.105% （税抜0.10%）	年0.735% （税抜0.70%）	年0.042% （税抜0.04%）

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。なお、当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率は、年率1.77%±0.02%程度（税込）です（当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況により変動します。）。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の

負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

投資対象ファンドのその他の手数料等については、「1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

<投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

ただし、平成23年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成23年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

買取請求時の1万口当たりの手取額は、買取請求受付日の翌々営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。買取価額と取得価額との差額については、譲渡所得の取扱いとなります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日から15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

買取請求時の1万口当たりの手取額は、買取請求受付日の翌々営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。この税相当額は税金ではないため、税額控除はありません。

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

（ ）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】(平成22年3月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	674,966,386	98.40
内 日本	674,966,386	98.40
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	10,981,312	1.60
純資産総額	685,947,698	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(参考) BNPパリバ・ブラジル株式ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)

投資状況

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式親投資信託受益証券	日本	174,236,959	100.32
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△561,074	△0.32
合計(純資産総額)		173,675,885	100.00

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報 BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド

投資状況

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	ブラジル	88,949,729,731	97.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,537,652,054	2.77
合計(純資産総額)		91,487,381,785	100.00

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) ダイワ・ロシア株ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	158,196,525	99.23
内 日本	158,196,525	99.23
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,235,491	0.77
純資産総額	159,432,016	100.00

参考情報 ダイワ・ロシア株マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	15,982,154,000	96.81
内 ロシア	15,982,154,000	96.81
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	526,936,238	3.19
純資産総額	16,509,090,238	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（参考）ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	175,014,315	99.70
内 日本	175,014,315	99.70
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	533,920	0.30
純資産総額	175,548,235	100.00

参考情報 ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（％）
株式	33,620,875,775	97.35
内 インド	33,620,875,775	97.35
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	914,794,853	2.65
純資産総額	34,535,670,628	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（％）
為替予約取引（売建）	93,030,000	0.27
内 日本	93,030,000	0.27

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（注3）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（参考）チャイナ龍翔（FOFs用）（適格機関投資家専用）

投資状況

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （チャイナ・エクイティ・マザーファンド）	日本	175,400,236	100.32%
純資産総額		174,847,618	-

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

参考情報 チャイナ・エクイティ・マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
株式	中国	3,544,728,071	42.80%
	香港	1,457,330,269	17.60%
	ケイマン諸島	1,152,281,924	13.91%
	台湾	580,922,069	7.01%
	シンガポール	556,993,360	6.73%
	韓国	396,698,345	4.79%
	パミューダ	210,546,198	2.54%
	マレーシア	98,936,400	1.19%
	インドネシア	67,774,000	0.82%
	マン島	15,211,875	0.18%
投資証券	香港	54,715,056	0.66%
純資産総額		8,281,489,346	-

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】（平成22年3月31日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金 額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ダイワ・ダイナミック・イン ド株ファンド(FOFs用)（適格 機関投資家専用） 日本	投資信託受益 証券 -	94,607,758	1.65822 156,881,190	1.8425 174,314,794	- -	25.41%
2	チャイナ龍翔（FOFs用）（適 格機関投資家専用） 日本	投資信託受益 証券 -	100,155,057	1.61116 161,366,278	1.7177 172,036,341	- -	25.08%
3	BNPパリバ・ブラジル株式フ ォンド(FOFs用)（適格機関投資 家専用） 日本	投資信託受益 証券 -	81,594,885	2.00880 163,907,804	2.1007 171,406,374	- -	24.99%
4	ダイワ・ロシア株ファンド (FOFs用)（適格機関投資家専 用） 日本	投資信託受益 証券 -	58,435,445	2.48023 144,933,778	2.6903 157,208,877	- -	22.92%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.40%
合計	98.40%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）BNPパリバ・ブラジル株式ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)

投資有価証券の主要銘柄

（主要銘柄の明細）

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 [円]	簿価金額 [円]	評価単価 [円]	評価金額 [円]	投資比率 [%]
日本	投資信託受益証券	BNPパリバ・ブラジル株式 マザーファンド	155,881,911	0.8535	157,185,212	0.8855	174,206,555	100.02

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（種類別投資比率）

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.32
合計	100.32

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報 BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

(主要銘柄の明細)

国/地域	種別	銘柄名	業種	変数	簿価単価(円)	簿価金額(円)	昇価単価(円)	昇価金額(円)	投資比率(%)	
1	ブラジル	株式	VALE SA-FREE A	鉄材	4,783.892	2,259.82	10,796.911,387	2,577.59	12,374,491,445	13.48
2	ブラジル	株式	PETROBRAS-PBR	エネルギー	8,741.900	1,905.89	13,060,064,489	1,819.29	12,204,834,892	13.34
3	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-FREE	銀行	2,887.664	1,942.94	5,610,384,381	2,006.37	5,790,910,062	6.33
4	ブラジル	株式	BRF-BRASIL FOOD SA	各種金融	8,696.600	849.20	4,283,809,051	819.00	4,084,722,240	4.45
5	ブラジル	株式	VALE SA	鉄材	1,202.400	2,633.76	3,048,682,938	2,988.64	3,680,431,317	3.90
6	ブラジル	株式	BRF-BRASIL FOOD SA	食品・飲料・タバコ	1,258,388	2,388.23	3,000,668,203	2,479.16	3,111,910,136	3.40
7	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA-FREE	銀行	1,862,290	1,878.82	3,109,874,989	1,978.88	3,109,412,179	3.40
8	ブラジル	株式	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	鉄材	1,864,800	1,069.80	2,082,480,880	1,868.16	3,074,870,901	3.36
9	ブラジル	株式	ULTRAPAR SIDER MINAS GER-FREE A	鉄材	949,326	2,090.66	2,482,126,187	3,138.80	2,977,848,366	3.26
10	ブラジル	株式	GERDAU SA-FREE	鉄材	1,686,888	1,469.18	2,314,638,738	1,600.77	2,380,604,219	2.50
11	ブラジル	株式	CIA FARMACIA DE ENERGIA-FRE	公益事業	1,231,660	1,885.44	2,976,713,484	1,911.70	2,364,397,239	2.67
12	ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS	エネルギー	1,078,300	2,221.26	2,396,178,188	2,044.38	2,204,481,420	2.41
13	ブラジル	株式	BANCO DO BRASIL SA	銀行	1,144,310	1,809.29	1,838,100,882	1,646.61	1,788,647,364	1.90
14	ブラジル	株式	BRADESPRA SA-FREE	鉄材	898,272	2,019.06	1,338,241,889	2,308.84	1,638,187,260	1.80
15	ブラジル	株式	LOJAS AMERICANAS SA-FREE	小売	2,212,377	797.09	1,894,286,897	884.08	1,613,406,247	1.85
16	ブラジル	株式	ITAUBA-INVESTIMENTOS ITAU-FRE	各種金融	2,288,397	677.19	1,320,868,290	827.88	1,438,841,912	1.67
17	ブラジル	株式	CIA ENERGETICA MINAS GER-FRE	公益事業	883,691	1,637.83	1,328,082,872	1,682.18	1,348,087,834	1.47
18	ブラジル	株式	TELE NORTE LESTE PART-FREE	電気通信サービス	820,342	1,890.62	1,663,340,648	1,843.83	1,348,604,430	1.47
19	ブラジル	株式	BOSEI RESIDENCIAL SA	住宅	2,076,490	889.88	1,462,168,012	846.88	1,338,870,340	1.48
20	ブラジル	株式	TIM PARTICIPACOES SA-FREE	電気通信サービス	6,088,000	232.62	1,178,891,828	268.91	1,307,898,324	1.48
21	ブラジル	株式	METALURGICA GERDAU SA-FREE	鉄材	947,800	1,797.29	1,194,286,109	1,864.61	1,201,363,621	1.31
22	ブラジル	株式	ALL AMERICA LATINA LOGISTICA	運輸	1,223,800	813.91	996,074,908	866.72	1,047,241,160	1.14
23	ブラジル	株式	TAM SA-FREE	運輸	891,430	1,488.11	1,022,918,186	1,477.38	1,021,498,668	1.12
24	ブラジル	株式	ULTRAPAR PARTICIPACOES-FREE	公益事業	228,300	4,387.07	997,917,208	4,473.71	1,021,383,897	1.12
25	ブラジル	株式	BEDECO SA	各種金融	682,700	1,413.38	937,712,341	1,888.84	988,716,360	1.08
26	ブラジル	株式	FDG REALTY SA	不動産	1,220,772	772.88	943,248,804	779.13	947,488,028	1.04
27	ブラジル	株式	RAFISA SA	不動産	1,476,338	726.00	1,098,804,089	827.38	926,678,446	1.01
28	ブラジル	株式	CIA DE CONCRETOS BOGOTARIA	商業・専門サービス	417,400	1,800.80	806,917,914	2,076.69	888,364,806	0.96
29	ブラジル	株式	SUZANO PAPEL E CELULOSE SA	鉄材	871,700	1,109.72	746,389,084	1,243.27	836,108,832	0.91
30	ブラジル	株式	CITIBLA BRAZIL REALTY	不動産	732,900	1,198.87	878,607,611	1,078.81	788,198,989	0.88

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(種類別及び業種別投資比率)

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	住宅	1.67
株式	外国	エネルギー	16.96
株式	外国	素材	32.49
株式	外国	資本財	1.11
株式	外国	商業・専門サービス	1.31
株式	外国	運輸	2.98
株式	外国	メディア	0.21
株式	外国	小売	2.50
株式	外国	食品・飲料・タバコ	4.05
株式	外国	銀行	11.82
株式	外国	各種金融	7.16
株式	外国	不動産	3.56
株式	外国	電気通信サービス	4.06
株式	外国	公益事業	7.34
合計			97.23

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）ダイワ・ロシア株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ダイワ・ロシア株マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	182,464,274	0.78756 143,702,150	0.8670 158,196,525	- -	99.23%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.23%
合計	99.23%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報 ダイワ・ロシア株マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金 額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	SBERBANK-CLS ロシア	株式 銀行業	5,500,000	245 1,350,940,800	267 1,468,636,400	- -	8.90%
2	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR ロシア	株式 情報・通信 業	225,000	4,976 1,119,736,094	5,106 1,148,857,920	- -	6.96%
3	JSC MMC NORILSK NICKEL-AD ロシア	株式 非鉄金属	625,248	1,491 932,745,276	1,702 1,064,567,253	- -	6.45%
4	RUSHYDRO-CLS ロシア	株式 電気・ガス 業	180,000,000	4 744,281,295	4 854,107,200	- -	5.17%
5	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG ロシア	株式 石油・石炭 製品	125,000	6,557 819,702,943	6,773 846,664,000	- -	5.13%
6	VIMPELCOM-SP ADR ロシア	株式 情報・通信 業	475,000	1,747 830,077,403	1,775 843,221,520	- -	5.11%
7	LUKOIL-SPON ADR ロシア	株式 石油・石炭 製品	160,000	4,996 799,489,929	5,228 836,615,680	- -	5.07%
8	VTB BANK OJSC-GDR-REG S ロシア	株式 銀行業	1,500,000	479 719,473,654	501 752,228,400	- -	4.56%
9	SEVERSTAL-GDR REG S ロシア	株式 鉄鋼	550,000	1,211 666,450,661	1,352 744,040,880	- -	4.51%
10	MECHEL-ADR ロシア	株式 鉄鋼	275,000	2,290 629,927,320	2,652 729,456,860	- -	4.42%
11	TRANSNEFT-PFD-CLS ロシア	株式 石油・石炭 製品	5,500	82,440 453,422,341	97,412 535,770,840	- -	3.25%
12	PHARMSTANDARD-REG S GDR ロシア	株式 医薬品	225,000	1,825 410,649,252	2,269 510,580,260	- -	3.09%
13	ROSNEFT OIL COMPANY ロシア	株式 石油・石炭 製品	650,000	718 467,237,576	745 484,412,760	- -	2.93%
14	OAO GAZPROM-SPON ADR ロシア	株式 石油・石炭 製品	200,000	2,111 422,215,520	2,143 428,728,320	- -	2.60%
15	OJSC LSR GROUP-GDR REGS ロシア	株式 不動産業	500,000	730 365,182,000	855 427,984,000	- -	2.59%
16	NOVOLIPET STEEL-GDR REG S ロシア	株式 鉄鋼	120,000	2,958 354,976,430	3,237 388,535,040	- -	2.35%
17	MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS ロシア	株式 小売業	192,500	1,393 268,169,657	1,744 335,816,250	- -	2.03%
18	PIK GROUP-GDR REG S ロシア	株式 不動産業	600,000	441 265,164,000	487 292,517,760	- -	1.77%
19	FEDERAL GRID CO UNIFIED-C ロシア	株式 電気・ガス 業	250,000,000	0 232,600,000	1 279,120,000	- -	1.69%
20	URALKALI-SPON GDR ロシア	株式 化学	135,000	2,035 274,821,552	1,934 261,130,716	- -	1.58%
21	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR PRE ロシア	株式 石油・石炭 製品	500,000	441 220,970,000	510 255,394,800	- -	1.55%

22	MAGNITOGORS-SPON GDR REGS ロシア	株式 鉄鋼	200,000	1,185 237,091,872	1,162 232,413,920	- -	1.41%
23	TATNEFT-SPONSORED REGS GD ロシア	株式 石油・石炭 製品	80,019	2,930 234,516,484	2,865 229,305,007	- -	1.39%
24	POLYUS GOLD-CLS ロシア	株式 非鉄金属	50,000	4,432 221,649,192	4,545 227,250,200	- -	1.38%
25	OA0 ROSNEFT OIL CO-GDR ロシア	株式 石油・石炭 製品	300,000	730 219,004,504	739 221,900,400	- -	1.34%
26	WIMM-BILL-DANN FOODS-ADR ロシア	株式 食料品	100,000	2,027 202,771,637	2,151 215,108,480	- -	1.30%
27	TMK-GDR REG S ロシア	株式 鉄鋼	100,000	1,691 169,171,303	1,907 190,732,000	- -	1.16%
28	INTER RAO UES-CLS ロシア	株式 電気・ガス 業	1,750,000,000	0 162,820,000	0 162,820,000	- -	0.99%
29	SURGUTNEFTEGAZ-PFD-CLS ロシア	株式 石油・石炭 製品	3,000,000	44 134,804,912	51 153,236,880	- -	0.93%
30	RASPADSKAYA-CLS ロシア	株式 石油・石炭 製品	200,000	499 99,924,960	688 137,699,200	- -	0.83%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.81%
合計	96.81%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
食料品	1.30%
化学	1.79%
医薬品	3.09%
石油・石炭製品	25.01%
鉄鋼	14.00%
非鉄金属	8.59%
電気・ガス業	10.05%
情報・通信業	12.86%
小売業	2.03%
銀行業	13.71%
不動産業	4.36%
合計	96.81%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド (F0Fs用) (適格機関投資家専用)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金 額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ダイワ・インド株アクティブ ・マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	274,059,373	0.57273 156,963,287	0.6386 175,014,315	- -	99.70%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.70%
合計	99.70%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報 ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金 額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	RELIANCE INDUSTRIES LIMIT インド	株式 石油・石炭製 品	1,349,000	2,208 2,979,479,441	2,285 3,082,620,135	- -	8.93%
2	ICICI BANK LTD-SPON ADR インド	株式 銀行業	598,400	3,261 1,951,413,517	4,040 2,417,971,156	- -	7.00%
3	HOUSING DEVELOPMENT FINAN インド	株式 その他金融業	385,000	5,488 2,112,955,625	5,541 2,133,388,950	- -	6.18%
4	HDFC BANK LIMITED インド	株式 銀行業	395,000	3,621 1,430,327,371	4,004 1,581,732,075	- -	4.58%
5	LARSEN & TOUBRO LIMITED インド	株式 機械	437,000	3,531 1,543,479,630	3,438 1,502,550,210	- -	4.35%
6	RELIANCE INDS-SPONS GDR インド	株式 石油・石炭製 品	325,000	4,210 1,368,269,500	4,558 1,481,359,620	- -	4.29%
7	STERLITE INDUSTRIES INDIA インド	株式 金属製品	820,000	1,754 1,438,731,000	1,775 1,456,123,200	- -	4.22%
8	BHARAT HEAVY ELECTRICALS インド	株式 電気機器	252,500	4,945 1,248,691,684	5,058 1,277,213,175	- -	3.70%

9	JINDAL STEEL & POWER LTD インド	株式 鉄鋼	660,000	1,498 988,703,100	1,492 985,238,100	- -	2.85%
10	TATA STEEL LIMITED インド	株式 鉄鋼	735,661	1,205 886,815,596	1,332 980,617,721	- -	2.84%
11	OIL & NATURAL GAS CORP LT インド	株式 石油・石炭製品	386,500	2,507 968,988,353	2,304 890,623,545	- -	2.58%
12	AXIS BANK LIMITED インド	株式 銀行業	302,000	2,144 647,558,488	2,463 743,980,020	- -	2.15%
13	MAHINDRA & MAHINDRA LIMIT インド	株式 輸送用機器	638,000	1,072 684,354,569	1,154 736,421,070	- -	2.13%
14	ITC LTD インド	株式 食料品	1,225,000	529 648,592,405	564 691,616,625	- -	2.00%
15	MARUTI SUZUKI INDIA LTD インド	株式 輸送用機器	225,000	3,292 740,887,202	2,956 665,114,625	- -	1.93%
16	JAIPRAKASH ASSOCIATES LTD インド	株式 建設業	2,024,500	312 632,357,915	315 639,630,653	- -	1.85%
17	ICICI BANK LTD インド	株式 銀行業	300,000	1,726 518,084,816	2,015 604,674,000	- -	1.75%
18	TATA MOTORS LTD インド	株式 機械	377,000	1,600 603,219,342	1,587 598,485,615	- -	1.73%
19	UNITECH LIMITED インド	株式 建設業	3,825,000	180 691,048,826	152 584,364,375	- -	1.69%
20	INFRASTRUCTURE DEV FINANC インド	株式 その他金融業	1,695,500	319 542,449,793	341 578,233,320	- -	1.67%
21	SESA GOA LIMITED インド	株式 鉱業	580,000	778 451,329,900	960 557,052,300	- -	1.61%
22	DLF LIMITED インド	株式 不動産業	845,000	757 639,813,829	648 548,143,050	- -	1.59%
23	STATE BANK OF INDIA インド	株式 銀行業	113,602	4,579 520,286,342	4,373 496,821,875	- -	1.44%
24	TATA POWER COMPANY LIMITE インド	株式 電力	172,000	2,782 478,553,880	2,883 495,945,660	- -	1.44%
25	GAIL INDIA LTD インド	株式 電気・ガス業	568,000	849 482,341,211	840 477,597,120	- -	1.38%
26	HERO HONDA MOTORS LIMITED インド	株式 輸送用機器	115,000	3,486 400,938,300	4,131 475,115,025	- -	1.38%
27	UNITED SPIRITS LIMITED インド	株式 食料品	160,310	2,672 428,406,841	2,817 451,634,149	- -	1.31%
28	RELIANCE INFRASTRUCTURE L インド	株式 電気・ガス業	215,000	2,204 474,013,318	2,084 448,091,175	- -	1.30%
29	NTPC LIMITED インド	株式 電力	1,000,000	436 436,467,454	426 426,300,000	- -	1.23%
30	CROMPTON GREAVES LIMITED インド	株式 電気機器	717,500	500 359,237,307	542 389,193,525	- -	1.13%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.35%
合計	97.35%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
----	------

鉱業	2.88%
建設業	4.15%
食料品	3.31%
繊維製品	0.18%
化学	1.17%
石油・石炭製品	16.72%
鉄鋼	7.00%
金属製品	4.94%
機械	6.08%
電気機器	4.83%
輸送用機器	7.44%
電気・ガス業	2.92%
情報・通信業	0.59%
銀行業	18.69%
その他金融業	9.51%
不動産業	3.08%
サービス業	1.06%
建設資材	0.14%
電力	2.67%
合計	97.35%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2010年4月	売建	1,000,000	92,170,000	93,030,000	0.27%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) チャイナ龍翔 (FOFs用) (適格機関投資家専用)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	チャイナ・エクイティ・ マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	299,011,654	0.5475 163,718,579	0.5866 175,400,236	- -	100.32%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.32%
合計	100.32%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報 チャイナ・エクイティ・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	CHINA MERCHANTS BANK - H 中国	株式 銀行	2,539,901	131 334,731,767	253 645,073,896	- -	7.79%
2	CHINA LIFE INSURANCE CO-H 中国	株式 保険	1,250,000	334 417,802,500	445 556,321,250	- -	6.72%
3	CHINA CONSTRUCTION BANK-H 中国	株式 銀行	6,830,000	58 399,877,478	74 512,214,484	- -	6.19%
4	IND & COMM BK OF CHINA - H 中国	株式 銀行	5,000,000	57 285,135,372	70 352,212,000	- -	4.25%
5	CHINA MOBILE LTD 香港	株式 電気通信サー ビス	323,500	820 265,280,028	902 291,827,409	- -	3.52%
6	CNOOC LTD 香港	株式 エネルギー	1,884,000	97 183,948,108	154 291,608,534	- -	3.52%
7	WILMAR INTERNATIONAL LTD シンガポール	株式 食品・飲料・ タバコ	600,000	218 130,872,000	452 271,320,000	- -	3.28%
8	HENGAN INTL GROUP CO LTD ケイマン諸島	株式 家庭用品・ パーソナル用 品	320,000	359 115,008,000	689 220,623,680	- -	2.66%
9	CHINA EVERBRIGHT LTD 香港	株式 各種金融	860,000	162 139,912,024	247 212,752,820	- -	2.57%
10	LI NING CO ケイマン諸島	株式 耐久消費財・ アパレル	585,000	160 93,630,888	346 202,539,870	- -	2.45%
11	ZTE CORP-H 中国	株式 テクノロジー ・ハードウエ アおよび機器	325,000	299 97,337,500	560 182,215,800	- -	2.20%
12	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST 香港	株式 不動産	847,600	157 133,832,988	207 176,074,660	- -	2.13%
13	CHINA HIGH SPEED TRANSMISSIO 中国	株式 資本財	816,000	141 115,353,024	209 170,878,886	- -	2.06%
14	PING AN INSURANCE CO-H 中国	株式 保険	205,500	627 129,003,036	808 166,177,575	- -	2.01%

15	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H 中国	株式 素材	2,170,000	68	74	-	1.97%
				147,660,688	162,738,716	-	
16	CHINA RESOURCES LAND LTD ケイマン諸島	株式 不動産	774,000	158	204	-	1.91%
				122,953,615	158,560,092	-	
17	TINGYI (CAYMAN ISLN)HLDC ケイマン諸島	株式 食品・飲料・タバコ	702,000	102	224	-	1.90%
				72,157,456	157,266,252	-	
18	ANTA SPORTS PRODUCTS LTD ケイマン諸島	株式 耐久消費財・アパレル	921,000	63	159	-	1.77%
				58,588,309	146,746,614	-	
19	DONGFANG ELECTRIC CORPORATION LTD-H 中国	株式 資本財	250,000	213	525	-	1.59%
				53,311,000	131,480,500	-	
20	PETROCHINA CO LTD-H 中国	株式 エネルギー	1,200,000	78	108	-	1.57%
				94,162,800	129,959,040	-	
21	CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS 香港	株式 公益事業	616,000	198	204	-	1.52%
				122,234,336	125,897,340	-	
22	LENOVO GROUP LTD 香港	株式 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,896,000	23	63	-	1.46%
				44,519,596	121,066,046	-	
23	PORTS DESIGN LIMITED バミューダ	株式 耐久消費財・アパレル	493,000	121	244	-	1.46%
				60,006,382	120,780,563	-	
24	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H 中国	株式 エネルギー	1,460,000	66	76	-	1.34%
				97,248,848	111,066,580	-	
25	DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H 中国	株式 自動車・自動車部品	700,000	147	152	-	1.29%
				103,321,001	106,837,640	-	
26	MEDIATEK INC 台湾	株式 半導体・半導体製造装置	65,781	903	1,611	-	1.28%
				59,437,540	106,006,081	-	
27	SIME DARBY BERHAD マレーシア	株式 資本財	400,000	184	247	-	1.19%
				73,918,000	98,936,400	-	
28	CAPITALAND LTD シンガポール	株式 不動産	316,500	176	271	-	1.04%
				55,985,685	85,872,780	-	
29	XINYI GLASS HOLDING CO LTD ケイマン諸島	株式 自動車・自動車部品	974,000	53	86	-	1.01%
				52,508,340	83,779,973	-	
30	SAMSUNG ELEC 韓国	株式 半導体・半導体製造装置	1,145	49,626	66,992	-	0.93%
				56,822,800	76,706,069	-	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
株式	97.58%
投資証券	0.66%
合計	98.24%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

業種別	投資比率
(海外)	
銀行	18.87%
保険	9.85%
資本財	8.45%
エネルギー	7.50%
不動産	7.05%
食品・飲料・タバコ	6.13%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.98%
耐久消費財・アパレル	5.81%
電気通信サービス	5.80%
素材	5.70%
自動車・自動車部品	3.47%
家庭用品・パーソナル用品	2.66%
各種金融	2.57%
半導体・半導体製造装置	2.21%
公益事業	1.92%
消費者サービス	1.08%
食品・生活必需品小売り	0.89%
運輸	0.87%
小売	0.78%
小計	97.58%
合計	97.58%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
設定時 (平成21年2月13日)	186,224,240	-	1.0000	-
平成21年3月末日	220,173,023	-	1.1164	-
4月末日	259,870,093	-	1.1989	-
5月末日	388,476,689	-	1.4766	-
6月末日	418,811,129	-	1.4872	-
7月末日	459,787,083	-	1.5689	-
第1計算期間末 (平成21年8月20日)	380,445,117	468,708,896	1.2931	1.5931
8月末日	414,845,313	-	1.3135	-
9月末日	443,763,587	-	1.3803	-

10月末日	541,325,601	-	1.4130	-
11月末日	503,459,473	-	1.4435	-
12月末日	545,998,588	-	1.5582	-
平成22年1月末日	590,691,866	-	1.4499	-
第2計算期間末 (平成22年2月22日)	603,306,191	646,205,019	1.4063	1.5063
2月末日	606,368,117	-	1.3647	-
3月末日	685,947,698	-	1.5104	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.3000
第2計算期間	0.1000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	59.3
第2計算期間	16.5

6 【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、サンパウロ証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ロシア取引システム（RTS）、インドのボンベイ証券取引所、インドのナショナル証券取引所、シンガポール証券取引所または香港証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌々営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

(2) 換金（解約）手続等

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

イ．一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、サンパウロ証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ロシア取引システム（RTS）、インドのボンベイ証券取引所、インドのナショナル証券取引所、シンガポール証券取引所または香港証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌々営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

ロ．買取り

受益者が買取り請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。

ただし、販売会社は、サンパウロ証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ロシア取引システム（RTS）、インドのボンベイ証券取引所、インドのナショナル証券取引所、シンガポール証券取引所または香港証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を買取り請求受付日とする振替受益権の買取り請求の受け付けを行いません。

振替受益権の買取り価額は、買取りの申込みを受け付けた日の翌々営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取り価額を、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

7 【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・投資信託証券：原則として、計算日の前営業日の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

平成21年2月13日から平成30年2月20日までとします。ただし、(5)により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 計算期間

毎年2月21日から8月20日まで、8月21日から翌2月20日までとします。ただし、第1計算期間は、平成21年2月13日から平成21年8月20日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) その他

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2.から前4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2.から前4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本 1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 1. から5. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 1. の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前 2. または前 2. に規定する書面に付記します。

運用報告書

委託会社は、毎計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(6) 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を所持に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「6 手続等の概要」をご参照下さい。

第2 【財務ハイライト情報】

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」（当該「財務諸表」については、あずさ監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

ダイワBRICSリターンズ・ファンド

1 【貸借対照表】

	第1期 平成21年8月20日現在	第2期 平成22年2月22日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	104,017,966	45,984,897
投資信託受益証券	366,343,890	591,089,050
未収入金	-	20,000,000
流動資産合計	470,361,856	657,073,947
資産合計	470,361,856	657,073,947
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	88,263,779	42,898,828
未払解約金	173,694	8,511,725
未払受託者報酬	69,779	111,211
未払委託者報酬	1,396,482	2,225,231
その他未払費用	13,005	20,761
流動負債合計	89,916,739	53,767,756
負債合計	89,916,739	53,767,756
純資産の部		
元本等		
元本	294,212,597	428,988,283
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	86,232,520	174,317,908
（分配準備積立金）	29,505,706	30,560,029
元本等合計	380,445,117	603,306,191
純資産合計	380,445,117	603,306,191
負債純資産合計	470,361,856	657,073,947

2 【損益及び剰余金計算書】

	第1期 自 平成21年2月13日 至 平成21年8月20日	第2期 自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日

	金額（円）	金額（円）
営業収益		
受取利息	8,381	9,287
有価証券売買等損益	136,043,890	64,245,160
営業収益合計	136,052,271	64,254,447
営業費用		
受託者報酬	69,779	111,211
委託者報酬	1,396,482	2,225,231
その他費用	13,005	20,761
営業費用合計	1,479,266	2,357,203
営業利益	134,573,005	61,897,244
経常利益	134,573,005	61,897,244
当期純利益	134,573,005	61,897,244
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	16,803,520	10,356,604
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	86,232,520
剰余金増加額又は欠損金減少額	61,742,252	116,474,362
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	61,742,252	116,474,362
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,015,438	37,030,786
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	5,015,438	37,030,786
分配金	88,263,779	42,898,828
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	86,232,520	174,317,908

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第1期 自 平成21年2月13日 至 平成21年8月20日	第2期 自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間末日の取扱い 平成22年2月20日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成22年2月22日としております。このため、当計算期間は186日となっております。

第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4 【ファンドの詳細情報の項目】

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

- (1) 資産の評価
- (2) 保管
- (3) 信託期間
- (4) 計算期間
- (5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書 平成 年 月 日

資産総額

負債総額

純資産総額 (-)

発行済数量

1単位当たり純資産額 (/)

第5 設定及び解約の実績

第三部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成21年2月13日 信託契約締結、当初設定、運用開始

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、サンパウロ証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ロシア取引システム（RTS）、インドのボンベイ証券取引所、インドのナショナル証券取引所、シンガポール証券取引所または香港証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌々営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までには受け付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

イ．一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、サンパウロ証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ロシア取引システム（RTS）、インドのボンベイ証券取引所、インドのナショナル証券取引所、シンガポール証券取引所または香港証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧にすることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌々営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

ロ．買取り

受益者が買取り請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。

ただし、販売会社は、サンパウロ証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ロシア取引システム（RTS）、インドのボンベイ証券取引所、インドのナショナル証券取引所、シンガポール証券取引所または香港証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を買取り請求受付日とする振替受益権の買取り請求の受け付けを行いません。

振替受益権の買取り価格は、買取りの申込みを受付けた日の翌々営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取り価格を、販売会社に問合わせることで知ることができます。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取り価格は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価格とします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価格をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・投資信託証券：原則として、計算日の前営業日の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成21年2月13日から平成30年2月20日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎年2月21日から8月20日まで、8月21日から翌2月20日までとします。ただし、第1計算期間は、平成21年2月13日から平成21年8月20日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、

当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3. 前2. の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2. から前4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から前4. までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本 1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1. の事項(前1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 1. から5. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 1. の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前 2. または前 2. に規定する書面に付記します。

運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

2 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分

配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金および償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「第2 手続等」の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第4 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

なお、第1期計算期間は投資信託約款第30条により、平成21年2月13日から平成21年8月20日までとなっております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年2月13日から平成21年8月20日まで）及び第2期計算期間（平成21年8月21日から平成22年2月22日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

ダイワBRICSリターンズ・ファンド

ダイワB R I C s リターンズ・ファンド
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 平成21年8月20日現在	第2期 平成22年2月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	104,017,966	45,984,897
投資信託受益証券	366,343,890	591,089,050
未収入金	-	20,000,000
流動資産合計	470,361,856	657,073,947
資産合計		
	470,361,856	657,073,947
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	88,263,779	42,898,828
未払解約金	173,694	8,511,725
未払受託者報酬	69,779	111,211
未払委託者報酬	1,396,482	2,225,231
その他未払費用	13,005	20,761
流動負債合計	89,916,739	53,767,756
負債合計		
	89,916,739	53,767,756
純資産の部		
元本等		
元本	1 294,212,597	1 428,988,283
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	86,232,520	174,317,908
（分配準備積立金）	29,505,706	30,560,029
元本等合計	380,445,117	603,306,191
純資産合計		
	380,445,117	603,306,191
負債純資産合計		
	470,361,856	657,073,947

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自 平成21年2月13日 至 平成21年8月20日		自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日	
営業収益				
受取利息		8,381		9,287
有価証券売買等損益		136,043,890		64,245,160
営業収益合計		136,052,271		64,254,447
営業費用				
受託者報酬		69,779		111,211
委託者報酬		1,396,482		2,225,231
その他費用		13,005		20,761
営業費用合計		1,479,266		2,357,203
営業利益		134,573,005		61,897,244
経常利益		134,573,005		61,897,244
当期純利益		134,573,005		61,897,244
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		16,803,520		10,356,604
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-		86,232,520
剰余金増加額又は欠損金減少額		61,742,252		116,474,362
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		61,742,252		116,474,362
剰余金減少額又は欠損金増加額		5,015,438		37,030,786
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		5,015,438		37,030,786
分配金		₁ 88,263,779		₁ 42,898,828
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		86,232,520		174,317,908

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期 自平成21年2月13日 至平成21年8月20日	第2期 自平成21年8月21日 至平成22年2月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間末日の取扱い 平成22年2月20日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成22年2月22日としております。このため、当計算期間は186日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第1期 平成21年8月20日現在	第2期 平成22年2月22日現在
1. 1期首元本額	186,224,240円	294,212,597円
期中追加設定元本額	156,693,061円	243,649,022円
期中一部解約元本額	48,704,704円	108,873,336円
2. 計算期間末日における受益権の総数	294,212,597口	428,988,283口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第1期 自平成21年2月13日 至平成21年8月20日	第2期 自平成21年8月21日 至平成22年2月22日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(7,611円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(117,761,874円)、投資信託約款に規定される収益調整金(56,726,814円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は174,496,299円(1万口当たり5,930.96円)であり、うち88,263,779円(1万口当たり3,000円)を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,103円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(51,532,537円)、投資信託約款に規定される収益調整金(143,757,879円)及び分配準備積立金(21,918,217円)より分配対象額は217,216,736円(1万口当たり5,063.47円)であり、うち42,898,828円(1万口当たり1,000円)を分配金額としております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 平成21年8月20日現在		第2期 平成22年2月22日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	366,343,890	99,745,244	591,089,050	53,518,672
合計	366,343,890	99,745,244	591,089,050	53,518,672

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

第1期 自 平成21年2月13日 至 平成21年8月20日	第2期 自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成21年2月13日 至 平成21年8月20日	第2期 自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	第1期 平成21年8月20日現在	第2期 平成22年2月22日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2931円 (12,931円)	1.4063円 (14,063円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	BNPパリバ・ブラジル株式ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	81,594,885	163,907,804	
	ダイワ・ロシア株ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	52,304,073	129,933,778	
	ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド(FOFs用)適格機関投資家専用	88,493,307	146,881,190	
	チャイナ龍翔(FOFs用)(適格機関投資家専用)	93,412,610	150,366,278	
投資信託受益証券 合計		315,804,875	591,089,050	
合計		315,804,875	591,089,050	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「BNPパリバ・ブラジル株式ファンド(FOFs用)（適格機関投資家専用）」受益証券、「ダイワ・ロシア株ファンド(FOFs用)（適格機関投資家専用）」受益証券、「ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド(FOFs用)（適格機関投資家専用）」受益証券及び「チャイナ龍翔(FOFs用)（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであり、記載した情報は当ファンドの監査の対象外であります。

[次へ](#)

「BNPパリバ・ブラジル株式ファンド(FOFs用)（適格機関投資家専用）」の状況

同ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。同ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。同ファンドの第1期計算期間は、同ファンドの信託約款第39条により平成21年2月16日（設定日）から平成21年5月11日までとなっております。同ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1期計算期間（平成21年2月16日（設定日）から平成21年5月11日まで）及び第2期計算期間（平成21年5月12日から平成21年11月10日）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

財務諸表

BNPパリバ・ブラジル株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

区 分	注記 事項	第1期	第2期
		（平成21年5月11日現在） 金額（円）	（平成21年11月10日現在） 金額（円）
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		74,732,978	131,774,447
未収入金		-	15,000,000
流動資産合計		74,732,978	146,774,447
資産合計		74,732,978	146,774,447
負債の部			
流動負債			
未払解約金		-	15,000,000
未払受託者報酬		10,330	44,578
未払委託者報酬		105,855	456,896
その他未払費用		6,427	27,804
流動負債合計		122,612	15,529,278
負債合計		122,612	15,529,278
純資産の部			
元本等			
元本	*1	51,701,645	63,302,775
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		22,908,721	67,942,394
(分配準備積立金)		22,110,366	47,265,152
元本等合計		74,610,366	131,245,169
純資産合計		74,610,366	131,245,169
負債純資産合計		74,732,978	146,774,447

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分		第1期	第2期
		(自 平成21年 2月16日 至 平成21年 5月11日)	(自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日)
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		22,232,978	42,664,076
営業収益合計		22,232,978	42,664,076
営業費用			
受託者報酬	*1	10,330	44,578
委託者報酬		105,855	456,896
その他費用		6,427	27,804
営業費用合計		122,612	529,278
営業利益又は営業損失(△)		22,110,366	42,134,798
経常利益又は経常損失(△)		22,110,366	42,134,798
当期純利益又は当期純損失(△)		22,110,366	42,134,798
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		-	9,064,888
期首剰余金又は期首欠損金(△)		-	22,908,721
剰余金増加額又は欠損金減少額		798,355	25,501,968
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		798,355	25,501,968
剰余金減少額又は欠損金増加額		-	13,538,205
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	13,538,205
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	-
分配金	*2	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		22,908,721	67,942,394

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1期 (自 平成21年 2月16日 至 平成21年 5月11日)	第2期 (自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (平成21年5月11日現在)	第2期 (平成21年11月10日現在)
*1 (1) 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	*1 (1) 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額
期首元本額 44,000,000 円	期首元本額 51,701,645 円
期中追加設定元本額 7,701,645 円	期中追加設定元本額 39,998,036 円
期中解約元本額 -	期中解約元本額 28,396,906 円
(2) 計算期間末における受益権の総数 51,701,645 □	(2) 計算期間末における受益権の総数 63,302,775 □

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 (自 平成21年 2月16日 至 平成21年 5月11日)	
*1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	45,852円
*2 分配金の計算過程 (自 平成21年2月16日 至 平成21年5月11日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（953,455円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（21,156,911円）、信託約款に規定される収益調整金（798,355円）、及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は22,908,721円（1万口当たり4,430.93円）であります但し当期は分配を行っておりません。	

第2期 (自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日)	
*1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	197,401円
*2 分配金の計算過程 (自 平成21年5月12日 至 平成21年11月10日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,085,132円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（31,984,778円）、信託約款に規定される収益調整金（20,677,242円）、及び分配準備積立金（14,195,242円）より分配対象収益は67,942,394円（1万口当たり10,732.89円）であります但し当期は分配を行っておりません。	

（有価証券に関する注記）

第1期
(平成21年5月11日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種	類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券		74,732,978	22,232,978
合	計	74,732,978	22,232,978

第2期
(平成21年11月10日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種	類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券		131,774,447	33,532,908
合	計	131,774,447	33,532,908

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

第1期 （平成21年5月11日現在）		第2期 （平成21年11月10日現在）	
一口当たり純資産額	1.4431 円	一口当たり純資産額	2.0733 円
（一万口当たり純資産額	14,431 円）	（一万口当たり純資産額	20,733 円）

（4）附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託 受 益 証 券	BNPパリバ・ブラジ ル株式マザーファンド	152,076,685	131,774,447	
合 計		152,076,685	131,774,447	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

「BNPパリバ・ブラジル株式ファンド(F0Fs用)（適格機関投資家専用）」は、「BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託の受益証券であります。なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド」の状況

（1）貸借対照表

区 分	注記 番号	（平成21年5月11日現在）	（平成21年11月10日現在）
		金 額（円）	金 額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		1,722,533,881	212,403,995
コール・ローン		3,307,465	2,373,506,702
株式		64,316,050,021	89,484,863,977
派生商品評価勘定		172,800	-
未収入金		388,990,149	-
未収配当金		902,826,457	504,894,466
未収利息		4	3,251
流動資産合計		67,333,880,777	92,575,672,391
資産合計		67,333,880,777	92,575,672,391
負債の部			
流動負債			
未払金		303,546,700	-
未払解約金		48,673,800	59,113,667
流動負債合計		352,220,500	59,113,667
負債合計		352,220,500	59,113,667
純資産の部			
元本等			
元本	*1	111,694,908,446	106,769,799,034
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）	*2	△ 44,713,248,169	△ 14,253,240,310
元本等合計		66,981,660,277	92,516,558,724
純資産合計		66,981,660,277	92,516,558,724
負債純資産合計		67,333,880,777	92,575,672,391

（注）親投資信託の計算期間は、原則として毎年5月11日から11月10日まで及び11月11日から翌年5月10日までであります。

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自平成21年 2月16日 至平成21年 5月11日	自平成21年 5月12日 至平成21年11月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び61条に基づき処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

【平成21年6月11日現在】		【平成21年11月10日現在】	
*1 (1) 元本の増移		*1 (1) 元本の増移	
本報告書における開示対象ファンドの期首における当親投資信託の元本総額	113,094,778,749 円	本報告書における開示対象ファンドの期首における当親投資信託の元本総額	111,894,978,448 円
同期中における追加投資元本総額	1,621,954,948 円	同期中における追加投資元本総額	7,927,491,829 円
同期中における解約元本総額	2,921,694,361 円	同期中における解約元本総額	11,962,871,241 円
同期末における元本の内訳		同期末における元本の内訳	
BNPパリバ・ブラジル・ファンド (株式型)	92,008,979,778 円	BNPパリバ・ブラジル・ファンド (株式型)	90,378,489,399 円
BNPパリバ・ブラジル・ファンド (バランス型)	19,684,229,366 円	BNPパリバ・ブラジル・ファンド (バランス型)	18,241,262,969 円
BNPパリバ・ブラジル株式ファンド (IFP;用) (直接親投資家専用)	124,817,273 円	BNPパリバ・ブラジル株式ファンド (IFP;用) (直接親投資家専用)	162,978,886 円
計	111,894,978,448 円	計	109,799,759,034 円
(2) 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数		(2) 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	
	111,894,978,448 口		109,799,759,034 口
*2 元本の欠損		*2 元本の欠損	
貸借対照表上の評価総額が元本総額を下回っており、その差額は、44,713,248,199円であります。		貸借対照表上の評価総額が元本総額を下回っており、その差額は、14,263,249,319円であります。	

(有価証券に関する注記)

(平成21年5月11日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種	類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株	式	64,316,050,021	15,025,481,829
合	計	64,316,050,021	15,025,481,829

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(平成21年11月10日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種	類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株	式	89,484,863,977	18,294,617,707
合	計	89,484,863,977	18,294,617,707

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

. 取引の状況に関する事項

〔 自 平成21年 2月16日 至 平成21年 5月11日 〕	〔 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日 〕
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 保有外貨建資産の売買代金、配当金の受取または支払いのために為替予約を行っております。	2. 取引に対する取組みと利用目的 同左
3. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	3. 取引に係るリスクの内容 同左
4. 取引に係るリスク管理体制 組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類ごとに行っております。	4. 取引に係るリスク管理体制 同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

・取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(単位:円)

区 分		〈平成21年5月11日現在〉			
		契約額等		時 価	評 価 損 益
			うち外債		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,576,972,800	-	1,576,800,000	172,800
合 計		1,576,972,800	-	1,576,800,000	172,800

(注) 時価の算定方法

- 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

同計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

 - 同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。
 - 同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。
- 同計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
- 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（平成21年11月10日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

（平成21年5月11日現在）		（平成21年11月10日現在）	
一口当たり純資産額	0.5997 円	一口当たり純資産額	0.8665 円
（一万口当たり純資産額	5,997 円）	（一万口当たり純資産額	8,665 円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル					
	TELE NORTE LESTE PAR	1,100	21.71	23,881.00	
	PETROBRAS-SP ADR	418,700	44.37	18,577,719.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDIN	100,349	22.39	2,246,814.11	
	VALE SA-SP PEF ADR	1,979,400	25.55	50,573,670.00	
	米ドル 小計	2,499,549	-	71,422,084.11 (6,427,273,349)	
ブラジルレアル					
	BRF-BRASIL FOODS SA	1,333,189	45.91	61,206,706.99	
	USINAS SIDERURGICAS	180,400	46.86	8,453,544.00	
	VALE SA	1,370,900	48.45	66,420,105.00	
	COPEL-PREF B	1,332,950	32.40	43,187,580.00	
	VALE SA-PREF A	3,681,292	43.00	158,295,556.00	
	TIM PART-PREF	4,520,600	4.33	19,574,198.00	
	CENTRAIS ELET-PREF	96,900	24.57	2,380,833.00	
	CENTRAIS ELETRICAS B	575,500	27.92	16,067,960.00	
	TAM SA-PREF	808,030	27.73	22,406,671.90	
	BANCO DO BRASIL	1,476,610	30.90	45,627,249.00	
	AMBEV-PREF	80,600	167.13	13,470,678.00	
	USIMINAS-PREF A	359,025	49.38	17,728,654.50	
	ITAUSA-PREF	2,212,297	11.08	24,512,250.76	
	GAFISA	938,500	28.30	26,559,550.00	
	LOJAS AMERIC-PRF	1,591,277	13.17	20,957,118.09	
	GERDAU-PREF	2,585,668	28.05	72,527,987.40	
	METALURGICA GERDAU-P	801,600	34.55	27,695,280.00	
	CIA BRASILEIRA PEF	1,833	57.60	105,580.80	
	PETROBRAS	1,078,300	42.70	46,043,410.00	
	PETROBRAS-PREF	6,779,300	37.08	251,376,444.00	
	CCR	272,900	36.85	10,056,365.00	
	BRDESCO SA-PREF	1,801,700	35.50	63,960,350.00	
	SID NACIONAL	827,400	60.00	49,644,000.00	
	GOL-PREF	639,300	20.50	13,105,650.00	
	BRADSPAR SA PEF	833,872	38.64	32,220,814.08	
	TELE NORTE LESTE	20,700	42.40	877,680.00	
	TELE NORTE L-PRF	820,342	36.40	29,860,448.80	
	TELEMAR NORTE SA-PRE	35,000	61.40	2,149,000.00	
	CPFL ENERGIA SA	190,200	31.50	5,991,300.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDIN	3,047,754	37.35	113,833,611.90	
	ALL-UNITS	665,300	14.79	9,839,787.00	
	VIVO-PREF	115,325	43.70	5,016,327.50	
	TELECOMUNICACOES PRE	46,700	45.83	2,140,261.00	
	LOJAS RENNER SA	430,360	33.75	14,524,650.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACO	288,303	83.95	24,203,036.85	
	LIGHT SA	282,000	24.79	6,990,780.00	
	ROSSI RESIDENCIAL	2,522,790	13.45	33,931,525.50	
	LUPATECH SA	312,900	28.05	8,776,845.00	
	FERTILIZANTES FOSFAT	314,300	18.45	5,798,835.00	

EMBRAER	372,900	8.85	3,300,165.00
CESP-PREF B	469,045	22.00	10,186,990.00
ELETROPAUL-PRF B	317,340	36.20	11,487,708.00
NET SERVICOS-PRF	1,078,090	24.45	26,359,300.50
BROOKFIELD INCORPORA	1,850,000	7.39	13,671,500.00
PDG REALTY	449,100	16.30	7,320,330.00
BRASIL TELECOM SA-PR	522,800	16.85	8,809,180.00
BRASIL TELE P-PR	335,000	20.05	6,716,750.00
CEMIG-PREF	407,591	28.70	11,697,861.70
REDECARD SA	525,200	27.70	14,548,040.00
MRV ENGENHARIA	15,700	37.60	590,320.00
DURATEX SA	937,456	13.37	12,533,786.72
BM&F BOVESPA SA	4,750,900	12.72	60,431,448.00
CIA DISTR PREF B	3,895	40.88	159,232.83
PDG REALTY SA-RCT	59	10,841.16	639,628.30
CIA BRASILEIRA DE ME	50,250	16.90	849,225.00
ブラジルリアル 小計	57,351,243	-	1,567,420,091.12 (83,057,590,628)
合計	株 59,850,792		89,484,863,977 (89,484,863,977)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額

(単位:円)であります。

(注2)小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので内書であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	4銘柄	100%	7.2%
ブラジルリアル	55銘柄	100%	92.8%

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ダイワ・ロシア株ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)」の状況

同ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。同ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。なお、第1期計算期間は同ファンドの投資信託約款第36条により、平成21年2月16日から平成21年8月20日までとなっております。同ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査に準じて、第1期計算期間(平成21年2月16日から平成21年8月20日まで)及び第2期計算期間(平成21年8月21日から平成22年2月22日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

財務諸表

ダイワ・ロシア株ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)

(1) 貸借対照表

	第1期 平成21年8月20日現在	第2期 平成22年2月22日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,260,444	1,758,371
親投資信託受益証券	86,560,487	128,872,150
流動資産合計	87,820,931	130,630,521
資産合計	87,820,931	130,630,521
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	15,065	26,189
未払委託者報酬	305,961	531,304
その他未払費用	1,797	3,190
流動負債合計	322,823	560,683
負債合計	322,823	560,683
純資産の部		
元本等		
元本	1 50,802,461	52,304,073
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	36,695,647	77,765,765
（分配準備積立金）	20,562,117	45,264,325
元本等合計	87,498,108	130,069,838
純資産合計	87,498,108	130,069,838
負債純資産合計	87,820,931	130,630,521

(2) 損益及び剰余金計算書

	第1期 自 平成21年2月16日 至 平成21年8月20日	第2期 自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
受取利息	433	745
有価証券売買等損益	28,420,487	38,631,663
営業収益合計	28,420,920	38,632,408
営業費用		
受託者報酬	15,065	26,189
委託者報酬	1 305,961	531,304
その他費用	1,797	3,190
営業費用合計	322,823	560,683
営業利益	28,098,097	38,071,725
経常利益	28,098,097	38,071,725
当期純利益	28,098,097	38,071,725

一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	7,535,980	7,548,929
期首剰余金又は期首欠損金()	-	36,695,647
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,824,884	25,674,076
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	20,824,884	25,674,076
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,691,354	15,126,754
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	4,691,354	15,126,754
分配金	2	-
期末剰余金又は期末欠損金()	36,695,647	77,765,765

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期 自 平成21年2月16日 至 平成21年8月20日	第2期 自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間末日の取扱い 平成22年2月20日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成22年2月22日としております。このため、当計算期間は186日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期 平成21年8月20日現在	第2期 平成22年2月22日現在
1. 1 期首元本額	26,400,000円	50,802,461円
期中追加設定元本額	39,175,126円	19,825,933円
期中一部解約元本額	14,772,665円	18,324,321円
2. 計算期間末日における受益権の総数	50,802,461口	52,304,073口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期 自 平成21年2月16日 至 平成21年8月20日	第2期 自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日

1.	1	投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	143,491円	248,188円
2.	2	分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（433円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（20,561,684円）、投資信託約款に規定される収益調整金（16,133,530円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は36,695,647円（1万口当たり7,223.20円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（665円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（30,522,131円）、投資信託約款に規定される収益調整金（32,501,440円）及び分配準備積立金（14,741,529円）より分配対象額は77,765,765円（1万口当たり14,868.01円）であります。分配を行っておりません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期 平成21年8月20日現在		第2期 平成22年2月22日現在	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	86,560,487	20,754,097	128,872,150	31,042,715
合計	86,560,487	20,754,097	128,872,150	31,042,715

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

第1期 自 平成21年2月16日 至 平成21年8月20日	第2期 自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成21年2月16日 至 平成21年8月20日	第2期 自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期 平成21年8月20日現在	第2期 平成22年2月22日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.7223円 (17,223円)	2.4868円 (24,868円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワ・ロシア株マザーファンド	163,005,503	128,872,150	
親投資信託受益証券 合計		163,005,503	128,872,150	
合計		163,005,503	128,872,150	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

「ダイワ・ロシア株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）」は、「ダイワ・ロシア株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・ロシア株マザーファンド」の状況

貸借対照表

	平成21年8月20日現在	平成22年2月22日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	746,763,966	1,712,210,216
コール・ローン	123,783,519	194,745,563
株式	10,968,149,183	14,675,271,973
派生商品評価勘定	510,300	-
未収入金	537,176,372	746,388,888
未収配当金	831,631	-
流動資産合計	12,377,214,971	17,328,616,640
資産合計	12,377,214,971	17,328,616,640

負債の部		
流動負債		
未払金	96,873,736	1,901,320,363
未払解約金	44,000,000	30,000,000
流動負債合計	140,873,736	1,931,320,363
負債合計	140,873,736	1,931,320,363
純資産の部		
元本等		
元本	1 22,531,151,987	19,475,573,429
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 10,294,810,752	4,078,277,152
元本等合計	12,236,341,235	15,397,296,277
純資産合計	12,236,341,235	15,397,296,277
負債純資産合計	12,377,214,971	17,328,616,640

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成21年2月16日 至 平成21年8月20日	自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金 同左

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>
----------------------------	---	------------------------------

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成21年8月20日現在	平成22年2月22日現在
1. 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	23,506,556,177円	22,531,151,987円
同期中における追加設定元本額	1,074,392,188円	1,948,845,004円
同期中における一部解約元本額	2,049,796,378円	5,004,423,562円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
ダイワ・ロシア株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	159,382,227円	163,005,503円
ダイワ・ロシア株ファンド	22,011,160,281円	17,721,986,694円
ダイワ新興4カ国株式ファンド（ダイワSMA専用）	360,609,479円	1,590,581,232円
計	22,531,151,987円	19,475,573,429円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	22,531,151,987口	19,475,573,429口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,294,810,752円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,078,277,152円であります。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

	平成21年8月20日現在	平成22年2月22日現在
--	--------------	--------------

種類	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	10,968,149,183	3,170,659,866	14,675,271,973	2,792,503,250
合計	10,968,149,183	3,170,659,866	14,675,271,973	2,792,503,250

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成21年2月21日から平成21年8月20日まで、及び平成21年8月21日から平成22年2月22日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	自 平成21年2月16日 至 平成21年8月20日	自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	外貨建資産の売買代金、配当金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	平成21年8月20日 現在				平成22年2月22日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引 為替予約取引								

売 建	66,485,300	-	65,975,000	510,300	-	-	-	-
アメリカ・ドル	66,485,300	-	65,975,000	510,300	-	-	-	-
合計	66,485,300	-	65,975,000	510,300	-	-	-	-

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成21年8月20日現在	平成22年2月22日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額	0.5431円	0.7906円
(1万口当たり純資産額)	(5,431円)	(7,906円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル		株	アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
	MECHEL-ADR	300,000	24.620	7,386,000.000	
	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR PRE	500,000	4.750	2,375,000.000	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	155,000	50.600	7,843,000.000	
	WIMM-BILL-DANN FOODS-ADR	220,000	22.240	4,892,800.000	
	VIMPELCOM-SP ADR	300,000	18.370	5,511,000.000	
	VTB BANK OJSC-GDR-REG S	1,200,000	4.950	5,940,000.000	
	NOVOLIPET STEEL-GDR REG S	80,000	30.320	2,425,600.000	
	TATNEFT-SPONSORED REGS GD	100,019	31.500	3,150,598.500	
	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	140,000	8.250	1,155,000.000	
	PIK GROUP-GDR REG S	600,000	4.750	2,850,000.000	
OJSC LSR GROUP-GDR REGS	500,000	7.850	3,925,000.000		

PHARMSTANDARD-REG S GDR	200,000	19.100	3,820,000.000	
JSC MMC NORILSK NICKEL-AD	555,248	15.630	8,678,526.240	
MAGNITOGORS-SPON GDR REGS	150,000	12.600	1,890,000.000	
SISTEMA JSFC-REG S SPONS	45,000	25.440	1,144,800.000	
MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS	167,500	14.800	2,479,000.000	
URALKALI-SPON GDR	135,000	21.880	2,953,800.000	
NOVATEK OAO-SPONS GDR REG	115,000	71.700	8,245,500.000	
LUKOIL-SPON ADR	200,000	52.600	10,520,000.000	
OAO ROSNEFT OIL CO-GDR	400,000	7.910	3,164,000.000	
TMK-GDR REG S	140,000	17.900	2,506,000.000	
OAO GAZPROM-SPON ADR	530,000	22.690	12,025,700.000	
SEVERSTAL-GDR REG S	600,000	12.700	7,620,000.000	
INTER RAO UES-CLS	1,750,000,000	0.001	1,750,000.000	
SILVINIT-BRD-PFD	3,000	376.000	1,128,000.000	
SBERBANK-CLS	5,500,000	2.640	14,520,000.000	
TRANSNEFT-PFD-CLS	3,000	804.000	2,412,000.000	
BANK ST PETERSBURG-CLS	130,000	3.360	436,800.000	
SEVERSTAL-CLS	21,000	11.224	235,704.000	
RASPADSKAYA-CLS	400,000	5.370	2,148,000.000	
POLYUS GOLD-CLS	70,000	47.646	3,335,220.000	
ACRON-CLS	10,000	33.750	337,500.000	
OGK-4-CLS	20,000,000	0.058	1,160,000.000	
MMC NORILSK NICKEL-CLS	7,425	153.500	1,139,737.500	
ROSNEFT OIL COMPANY	650,000	7.726	5,021,900.000	
RUSHYDRO-CLS	185,000,000	0.042	7,770,000.000	
FEDERAL GRID CO UNIFIED-C	600,000,000	0.010	6,000,000.000	
アメリカ・ドル 小計	株 2,569,127,192		アメリカ・ドル 159,896,186.240 (14,675,271,973)	
合計	株 2,569,127,192		14,675,271,973 [14,675,271,973]	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 37銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）」の状況

同ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。同ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。なお、第1期計算期間は同ファンドの投資信託約款第36条により、平成21年2月16日から平成21年6月16日までとなっております。同ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査に準じて、第1期計算期間（平成21年2月16日から平成21年6月16日まで）及び第2期計算期間（平成21年6月17日から平成21年12月16日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

財務諸表

ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

	第1期	第2期
	平成21年6月16日現在	平成21年12月16日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	900,289	1,423,176
親投資信託受益証券	98,786,326	131,251,389
流動資産合計	99,686,615	132,674,565
資産合計	99,686,615	132,674,565
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	8,285	23,543
未払委託者報酬	168,278	477,683
その他未払費用	984	2,862
流動負債合計	177,547	504,088
負債合計	177,547	504,088
純資産の部		
元本等		
元本	1 62,736,031	79,112,098
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	36,773,037	53,058,379
（分配準備積立金）	30,009,065	28,803,566
元本等合計	99,509,068	132,170,477
純資産合計	99,509,068	132,170,477
負債純資産合計	99,686,615	132,674,565

(2) 損益及び剰余金計算書

	第1期 自平成21年2月16日 至平成21年6月16日	第2期 自平成21年6月17日 至平成21年12月16日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	286	428
有価証券売買等損益	30,186,326	5,865,063
営業収益合計	30,186,612	5,865,491
営業費用		
受託者報酬	8,285	23,543
委託者報酬	1 168,278	477,683
その他費用	984	2,862
営業費用合計	177,547	504,088
営業利益	30,009,065	5,361,403
経常利益	30,009,065	5,361,403
当期純利益	30,009,065	5,361,403
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	157,443
期首剰余金又は期首欠損金()	-	36,773,037
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,763,972	20,573,586
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	6,763,972	20,573,586
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	9,492,204
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	-	9,492,204
分配金	2 -	-
期末剰余金又は期末欠損金()	36,773,037	53,058,379

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期 自平成21年2月16日 至平成21年6月16日	第2期 自平成21年6月17日 至平成21年12月16日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分		第1期 平成21年6月16日現在	第2期 平成21年12月16日現在
1.	1 期首元本額	44,000,000円	62,736,031円
	期中追加設定元本額	18,736,031円	32,726,419円
	期中一部解約元本額	- 円	16,350,352円
2.	計算期間末日における受益権の総数	62,736,031口	79,112,098口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分		第1期 自 平成21年2月16日 至 平成21年6月16日	第2期 自 平成21年6月17日 至 平成21年12月16日
1.	1 投資信託財産(親投資信託)の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	99,057円	280,241円
2.	2 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(286円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(30,008,779円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,763,972円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は36,773,037円(1万口当たり5,861.55円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(378円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(5,203,582円)、投資信託約款に規定される収益調整金(24,254,813円)及び分配準備積立金(23,599,606円)より分配対象額は53,058,379円(1万口当たり6,706.73円)であります。分配を行っておりません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第1期 平成21年6月16日現在		第2期 平成21年12月16日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	98,786,326	30,186,326	131,251,389	5,637,684
合計	98,786,326	30,186,326	131,251,389	5,637,684

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

第1期 自 平成21年2月16日 至 平成21年6月16日	第2期 自 平成21年6月17日 至 平成21年12月16日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成21年2月16日 至 平成21年6月16日	第2期 自 平成21年6月17日 至 平成21年12月16日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	第1期 平成21年6月16日現在	第2期 平成21年12月16日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5862円 (15,862円)	1.6707円 (16,707円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンド	229,020,048	131,251,389	
親投資信託受益証券 合計		229,020,048	131,251,389	
合計		229,020,048	131,251,389	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

「ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド (F0Fs用) (適格機関投資家専用)」は、「ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンド」の状況

貸借対照表

	平成21年6月16日現在	平成21年12月16日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	823,275,045	647,441,344
コール・ローン	149,030,840	177,755,892
株式	29,907,531,960	30,877,296,065
未収入金	373,232,901	192,627,594
未収配当金	18,520,203	-
差入委託証拠金	222,723,152	66,186,024
流動資産合計	31,494,314,101	31,961,306,919
資産合計	31,494,314,101	31,961,306,919
負債の部		
流動負債		
未払金	129,523,512	275,085,147
流動負債合計	129,523,512	275,085,147
負債合計	129,523,512	275,085,147
純資産の部		
元本等		
元本	1 57,566,878,169	55,290,068,892
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2 26,202,087,580	23,603,847,120
元本等合計	31,364,790,589	31,686,221,772
純資産合計	31,364,790,589	31,686,221,772
負債純資産合計	31,494,314,101	31,961,306,919

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自平成21年2月16日 至平成21年6月16日	自平成21年6月17日 至平成21年12月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式	株式

	<p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	同左
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>同左</p> <p>為替予約取引</p> <p>同左</p>
<p>3. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>	<p>受取配当金</p> <p>同左</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p>

	同左
外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成21年6月16日現在	平成21年12月16日現在
1. 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	58,460,759,009円	57,566,878,169円
同期中における追加設定元本額	184,216,866円	789,879,294円
同期中における一部解約元本額	1,078,097,706円	3,066,688,571円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	181,325,857円	229,020,048円
ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド	57,385,552,312円	55,061,048,844円
計	57,566,878,169円	55,290,068,892円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	57,566,878,169口	55,290,068,892口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は26,202,087,580円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は23,603,847,120円であります。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

	平成21年6月16日現在	平成21年12月16日現在
--	--------------	---------------

種類	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	29,907,531,960	9,630,308,876	30,877,296,065	3,217,175,689
合計	29,907,531,960	9,630,308,876	30,877,296,065	3,217,175,689

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成20年12月17日から平成21年6月16日まで、及び平成21年6月17日から平成21年12月16日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	自平成21年2月16日 至平成21年6月16日	自平成21年6月17日 至平成21年12月16日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従って外国の取引所における株価指数先物取引を利用してあります。また、外貨建資産の売買代金、配当金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用してあります。	外貨建資産の売買代金、配当金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用してあります。
3. 取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。また、為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

通貨関連

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成21年6月16日現在	平成21年12月16日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5448円 (5,448円)	0.5731円 (5,731円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル		株	アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
	STERLITE INDUSTRIES -ADR	144,000	17.820	2,566,080.000	
	ICICI BANK LTD-SPON ADR	685,400	35.050	24,023,270.000	
	RELIANCE INDS-SPONS GDR	480,000	45.250	21,720,000.000	
	LARSEN & TOUBRO-GDR REG S	90,186	35.160	3,170,939.760	
アメリカ・ドル 小計		株 1,399,586		アメリカ・ドル 51,480,289.760 (4,617,781,991)	
インド・ルピー		株	インド・ルピー	インド・ルピー	
	TATA STEEL LIMITED	575,661	546.500	314,598,736.500	
	AXIS BANK LIMITED	172,000	959.700	165,068,400.000	
	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	227,000	1,578.850	358,398,950.000	
	TATA POWER COMPANY LIMITE	242,000	1,324.900	320,625,800.000	
	BANK OF BARODA	193,960	494.500	95,913,220.000	
	DLF LIMITED	920,000	381.450	350,934,000.000	
	ASHOK LEYLAND LIMITED	3,110,000	49.650	154,411,500.000	
	HINDUSTAN UNILEVER LIMITE	490,000	266.350	130,511,500.000	
	STATE BANK OF INDIA	141,102	2,180.500	307,672,911.000	
	NTPC LIMITED	1,300,000	208.350	270,855,000.000	
	POWER FINANCE CORP	500,000	253.850	126,925,000.000	
	IVRCL INFRASTRUCTURES & P	324,000	346.800	112,363,200.000	
	UNITED SPIRITS LIMITED	135,000	1,257.650	169,782,750.000	
	JSW STEEL LIMITED	185,000	952.850	176,277,250.000	
	GVK POWER & INFRASTRUCTUR	1,365,000	47.050	64,223,250.000	
	SUN TV NETWORK LMITE	153,783	326.700	50,240,906.100	
	UNITECH LIMITED	3,800,000	85.450	324,710,000.000	
	HOUSING DEVELOPMENT & INF	500,000	339.200	169,600,000.000	
	INDIABULLS REAL ESTATE LT	1,070,000	213.350	228,284,500.000	
	CAIRN INDIA LIMITED	575,000	268.850	154,588,750.000	
RELIANCE INFRASTRUCTURE L	195,000	1,041.550	203,102,250.000		
STEEL AUTHORITY OF INDIA	300,000	213.550	64,065,000.000		
JINDAL STEEL & POWER LTD	710,000	713.350	506,478,500.000		

BANK OF INDIA	187,500	374.850	70,284,375.000	
CROMPTON GREAVES LIMITED	235,000	405.000	95,175,000.000	
IRB INFRASTRUCTURE DEVELO	390,000	242.250	94,477,500.000	
ADITYA BIRLA NUVO LIMITED	20,000	860.950	17,219,000.000	
ZEE ENTERTAINMENT ENTERPR	439,000	253.300	111,198,700.000	
GAIL INDIA LTD	653,000	400.050	261,232,650.000	
HINDALCO INDUSTRIES LIMIT	525,000	141.600	74,340,000.000	
LARSEN & TOUBRO LIMITED	487,000	1,681.900	819,085,300.000	
TATA MOTORS LTD	80,000	688.700	55,096,000.000	
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	287,500	2,354.050	676,789,375.000	
RELIANCE COMMUNICATION LT	350,000	174.300	61,005,000.000	
HOUSING DEVELOPMENT FINAN	405,000	2,617.350	1,060,026,750.000	
RELIANCE CAPITAL LIMITED	200,000	830.000	166,000,000.000	
INFRASTRUCTURE DEV FINAN	2,270,500	152.350	345,910,675.000	
HDFC BANK LIMITED	315,000	1,700.800	535,752,000.000	
ICICI BANK LTD	240,000	825.650	198,156,000.000	
RELIANCE INDUSTRIES LIMIT	1,086,000	1,051.600	1,142,037,600.000	
OIL & NATURAL GAS CORP LT	386,500	1,193.850	461,423,025.000	
ITC LTD	1,400,000	251.450	352,030,000.000	
MAHINDRA & MAHINDRA LIMIT	375,000	1,016.550	381,206,250.000	
HERO HONDA MOTORS LIMITED	160,000	1,660.200	265,632,000.000	
BHARTI AIRTEL LIMITED	200,000	316.850	63,370,000.000	
UNITED PHOSPHORUS LTD	500,000	161.600	80,800,000.000	
ABB LTD INDIA	56,600	752.250	42,577,350.000	
JAIPRAKASH ASSOCIATES LTD	1,233,000	222.350	274,157,550.000	
SESA GOA LIMITED	580,000	370.550	214,919,000.000	
STERLITE INDUSTRIES INDIA	870,000	835.500	726,885,000.000	
インド・ルピー 小計	株 31,116,106		インド・ルピー 13,466,417,473.600 (26,259,514,074)	
合計	株 32,515,692		30,877,296,065 [30,877,296,065]	

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 4銘柄	100%	15.0%
インド・ルピー	株式 50銘柄	100%	85.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

「チャイナ龍翔(FOFs用)（適格機関投資家専用）」の状況

同ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。同ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1期計算期間（平成21年2月16日から平成21年10月13日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

財務諸表

チャイナ龍翔（FOFs用）（適格機関投資家専用）

（1）貸借対照表

区 分	第1期 平成21年10月13日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	123,831,583
流動資産合計	123,831,583
資産合計	123,831,583
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	26,109
未払委託者報酬	483,825
その他未払費用	7,737
流動負債合計	517,671
負債合計	517,671
純資産の部	
元本等	
元本	76,602,169
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	46,711,743
（分配準備積立金）	28,613,397
元本等合計	123,313,912
純資産合計	123,313,912

負債純資産合計	123,831,583
---------	-------------

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	第1期 自 平成21年2月16日 至 平成21年10月13日 金額(円)
営業収益	
有価証券売買等損益	42,231,568
営業収益合計	42,231,568
営業費用	
受託者報酬	26,109
委託者報酬	483,825
その他費用	7,737
営業費用合計	517,671
営業利益又は営業損失()	41,713,897
経常利益又は経常損失()	41,713,897
当期純利益又は当期純損失()	41,713,897
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	13,100,500
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,520,338
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,520,338
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,421,992
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,421,992
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金()	46,711,743

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 自 平成21年2月16日 至 平成21年10月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、信託約款の定めに従い、平成21年2月16日から平成21年10月13日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 平成21年10月13日現在
1. 元本状況	
期首元本額	61,600,000円
期中追加設定元本額	40,979,673円
期中一部解約元本額	25,977,504円

2. 受益権の総数	76,602,169口
-----------	-------------

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 1 期 自 平成21年 2月16日 至 平成21年10月13日	
1. 親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	229,688円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 1 期（自 平成21年 2月16日 至 平成21年10月13日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	123,831,583	29,062,766
合計	123,831,583	29,062,766

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

第 1 期（自 平成21年 2月16日 至 平成21年10月13日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 1 期（自 平成21年 2月16日 至 平成21年10月13日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第 1 期 平成21年10月13日現在	
1口当たり純資産額	1.6098円
	「1口 = 1円（10,000口 = 16,098円）」

（4）附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	チャイナ・エクイティ・マ ザーファンド	227,631,588	123,831,583	
	合計（日本）1銘柄		227,631,588	123,831,583	

<参考情報>

「チャイナ龍翔(F0Fs用)（適格機関投資家専用）」は、「チャイナ・エクイティ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

財務諸表

チャイナ・エクイティ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区 分	平成21年10月13日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	81,595,300
コール・ローン	191,558,218
株式	8,318,473,130
投資信託受益証券	52,780,860
派生商品評価勘定	21,110
未収配当金	10,442,941
流動資産合計	8,654,871,559
資産合計	8,654,871,559
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	21,840
未払解約金	6,081,879
流動負債合計	6,103,719
負債合計	6,103,719
純資産の部	
元本等	
元本	15,897,990,568
剰余金	
剰余金又は欠損金()	7,249,222,728
元本等合計	8,648,767,840
純資産合計	8,648,767,840
負債純資産合計	8,654,871,559

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年2月16日 至 平成21年10月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。

3. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)受取配当金及び配当株式 外国株式についての受取配当金及び配当株式は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成21年10月13日現在
<p>1. 元本状況</p> <p>開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額</p> <p>期中追加設定元本額</p> <p>期中一部解約元本額</p> <p>元本の内訳</p> <p>チャイナ龍翔</p> <p>チャイナ龍翔（FOFs用）（適格機関投資家専用）</p> <p>合計</p>	<p>16,704,852,671円</p> <p>882,508,691円</p> <p>1,689,370,794円</p> <p>15,670,358,980円</p> <p>227,631,588円</p> <p>15,897,990,568円</p>
2. 受益権の総数	15,897,990,568口
3. 元本の欠損	7,249,222,728円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成21年10月13日現在)

種類	貸借対照表計上額（円）	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	8,318,473,130	2,304,482,969
投資信託受益証券	52,780,860	11,550,594
合計	8,371,253,990	2,316,033,563

「計算期間」とは、「チャイナ・エクイティ・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成21年4月14日から平成21年10月13日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	自 平成21年2月16日 至 平成21年10月13日
1. 取引の内容	当ファンドは為替予約取引を行っております。
2. 取引に対する取組方針	為替予約取引につきましては、投資信託約款上の投資制限を遵守しております。

3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しております。
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、相場変動によるリスク（価格変動リスク）を有しております。また、為替予約取引は、相手方の契約不履行によるリスク（信用リスク）を有しております。
5. 取引に係るリスク管理体制	価格変動リスクについては、運用者および管理者が日々のポジションや評価損益等を含め、投資信託財産全体を総合的に管理しております。また、運用から独立したリスク管理組織が事後的にチェックを行う、ダブル・チェック体制をとっております。信用リスクについては、ブローカー選定委員会等を通じて、取引の相手方に対するチェックを行っております。
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。

取引の時価等に関する事項
(通貨関連)

区分	種類	平成21年10月13日現在			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益 (円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	1,925,280	-	1,946,390	21,110
	売建 香港・ドル	1,925,280	-	1,947,120	21,840
合計		-	-	3,893,510	730

評価損益は、「チャイナ・エクイティ・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものです。

(注) 時価の算定方法

- A. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- B. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成21年2月16日 至 平成21年10月13日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成21年10月13日現在	
1口当たり純資産額	0.5440円
「1口 = 1円(10,000口 = 5,440円)」	

(3) 附属明細表

有価証券明細表

<株式>

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
香港・ドル	AGILE PROPERTY HOLDINGS LTD	1,014,000	9.690	9,825,660.000	
	AIR CHINA LIMITED-H	664,000	4.580	3,041,120.000	
	ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	1,521,000	10.300	15,666,300.000	
	CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	1,735,000	9.050	15,701,750.000	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVICE	1,000,000	4.290	4,290,000.000	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	6,830,000	6.500	44,395,000.000	
	CHINA EVERBRIGHT LTD	960,000	18.240	17,510,400.000	
	CHINA HIGH SPEED TRANSMISSIO	1,166,000	16.300	19,005,800.000	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	1,250,000	34.850	43,562,500.000	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	278,000	20.650	5,740,700.000	
	CHINA MERCHANTS BANK - H	2,247,700	17.740	39,874,198.000	
	CHINA MOBILE LTD	468,500	76.850	36,004,225.000	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	947,600	17.480	16,564,048.000	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	2,660,000	6.750	17,955,000.000	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD - H	400,000	6.600	2,640,000.000	
	CHINA RAILWAYS CONSTRUCTIO-H	425,500	11.180	4,757,090.000	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	974,000	17.560	17,103,440.000	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS	616,000	17.460	10,755,360.000	
	CHINA TELECOM CORP LTD	1,600,000	3.730	5,968,000.000	
	CHINA TRAVEL INTL INV HK	2,422,000	1.550	3,754,100.000	
	CNOOC LTD	1,884,000	11.160	21,025,440.000	
	DENWAY MOTORS LIMITED	600,000	3.540	2,124,000.000	
	DONGFANG ELECTRIC CORPORATION LTD-H	300,000	42.450	12,735,000.000	
	FOSUN INTERNATIONAL	1,100,000	5.390	5,929,000.000	
	GLORIOUS PROPERTY HOLDINGS	2,000,000	3.410	6,820,000.000	
	HENGAN INTL GROUP CO LTD	550,000	48.900	26,895,000.000	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	4,100,000	6.090	24,969,000.000	
	LENOVO GROUP LTD	2,896,000	4.030	11,670,880.000	
	LI NING CO	785,000	23.800	18,683,000.000	
	LIFESTYLE INTL HLDGS LTD	243,000	12.780	3,105,540.000	
	NEW WORLD CHINA LAND LTD	1,363,200	3.810	5,193,792.000	
	NEW WORLD DEPT STORE CHINA	476,000	6.440	3,065,440.000	
	PETROCHINA CO LTD-H	1,200,000	9.240	11,088,000.000	
	PING AN INSURANCE CO-H	255,500	64.850	16,569,175.000	
	PORTS DESIGN LIMITED	543,000	20.000	10,860,000.000	
	SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG	100,000	38.050	3,805,000.000	
	SHUN TAK HOLDINGS LTD	250,000	5.850	1,462,500.000	
	TINGYI (CAYMAN ISLN)HLDG	702,000	16.600	11,653,200.000	
	XINYI GLASS HOLDING CO LTD	974,000	5.500	5,357,000.000	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	2,470,000	8.000	19,760,000.000	
	ZTE CORP-H	325,000	45.000	14,625,000.000	
小計(香港・ドル)41銘柄	52,296,000	-	571,510,658.000 (6,623,808,526)		
シンガポ ール・ドル	CAPITALAND LTD	316,500	3.990	1,262,835.000	
	CHINA AVIATION OIL SINGAPORE	427,000	1.140	486,780.000	
	CHINA ENERGY LTD	1,125,000	0.270	303,750.000	
	CHINA HONGXING SPORTS LTD	2,527,000	0.205	518,035.000	
	COSCO CORP SINGAPORE LTD	210,000	1.180	247,800.000	
	EPURE INTERNATIONAL LIMITED	516,000	0.600	309,600.000	
	FERROCHINA LIMITED	468,000	0.545	255,060.000	
	GENTING SINGAPORE PLC	250,000	1.130	282,500.000	

	GUOCOLAND LTD	167,000	2.070	345,690.000	
	MIDAS HOLDINGS LTD	549,000	0.870	477,630.000	
	SYNEAR FOOD HOLDINGS LTD	1,326,000	0.330	437,580.000	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	600,000	6.450	3,870,000.000	
	YANLORD LAND GROUP LTD	334,000	2.320	774,880.000	
	小計(シンガポール・ドル)13銘柄	8,815,500	-	9,572,140.000 (615,488,602)	
台湾・ドル	ASUSTEK COMPUTER INC	180,360	54.500	9,829,620.000	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	208,000	60.000	12,480,000.000	
	CHINA STEEL CORP	438,060	30.250	13,251,315.000	
	CHINATRUST FINANCIAL HOLDING	632,069	21.900	13,842,311.100	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	118,000	57.700	6,808,600.000	
	DELTA ELECTRONICS INC	172,380	92.100	15,876,198.000	
	FAR EASTERN TEXTILE	510,000	39.650	20,221,500.000	
	FIRST FINANCIAL HOLDING CO	369,000	20.600	7,601,400.000	
	FORMOSA PLASTICS CORP	363,800	67.200	24,447,360.000	
	GIANT MANUFACTURING	41,600	88.100	3,664,960.000	
	HON HAI PRECISION IND	106,712	127.000	13,552,424.000	
	MEDIATEK INC	65,781	502.000	33,022,062.000	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	142,000	77.000	10,934,000.000	
	SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	99,000	68.200	6,751,800.000	
	TAIWAN CEMENT	105,000	37.200	3,906,000.000	
	小計(台湾・ドル)15銘柄	3,551,762	-	196,189,550.100 (545,406,949)	
インドネシア・ルピア	BUMI RESOURCES TBK PT	2,800,000	2,825.000	7,910,000,000.000	
	小計(インドネシア・ルピア)1銘柄	2,800,000	-	7,910,000,000.000 (75,936,000)	
韓国・ウォン	POSCO	1,615	495,000.000	799,425,000.000	
	SAMSUNG ELEC	2,345	749,000.000	1,756,405,000.000	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INS	3,870	230,500.000	892,035,000.000	
	SHINSEGAE CO LTD	915	551,000.000	504,165,000.000	
	SK TELECOM	4,450	180,000.000	801,000,000.000	
	小計(韓国・ウォン)5銘柄	13,195	-	4,753,030,000.000 (366,458,613)	
マレーシア・リンギット	SIME DARBY BERHAD	400,000	8.630	3,452,000.000	
	小計(マレーシア・リンギット)1銘柄	400,000	-	3,452,000.000 (91,374,440)	
	合計	67,876,457	-	8,318,473,130 (8,318,473,130)	

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
香港・ドル	投資信託受益証券	ISHARES A50 CHINA INDEX ETF	330,000.000	4,554,000.000	
		小計(香港・ドル)1銘柄	330,000.000	4,554,000.000 (52,780,860)	
		合計		52,780,860 (52,780,860)	

(注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2. ファンド合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入有価証券 時価比率	有価証券の合計 金額に対する比率
香港・ドル	外国株式 41銘柄	76.59%	79.13%
シンガポール・ドル	外国株式 13銘柄	7.11%	7.35%
台湾・ドル	外国株式 15銘柄	6.30%	6.51%
インドネシア・ルピア	外国株式 1銘柄	0.88%	0.91%

韓国・ウォン	外国株式	5 銘柄	4.24%	4.38%
マレーシア・リングgit	外国株式	1 銘柄	1.06%	1.09%
香港・ドル	投資信託受益証券	1 銘柄	0.61%	0.63%

為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記) 取引の時価等に関する事項で記載しており、ここでは省略しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年3月31日

資産総額	686,923,829円
負債総額	976,131円
純資産総額（ - ）	685,947,698円
発行済数量	454,148,533口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.5104円

（参考）BNPパリバ・ブラジル株式ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)
純資産額計算書

平成22年3月31日

I 資産総額	174,236,959 円
II 負債総額	561,074 円
III 純資産総額(I - II)	173,675,885 円
IV 発行済口数	81,594,885 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	2.1285 円

参考情報 BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド
純資産額計算書

平成22年3月31日

I 資産総額	92,092,609,525 円
II 負債総額	605,227,740 円
III 純資産総額(I - II)	91,487,381,785 円
IV 発行済口数	102,850,081,914 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.8895 円

（参考）ダイワ・ロシア株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）
純資産額計算書

平成22年3月31日

資産総額	159,564,358円
負債総額	132,342円
純資産総額（ - ）	159,432,016円
発行済数量	58,435,445口
1単位当たり純資産額（ / ）	2.7283円

参考情報 ダイワ・ロシア株マザーファンド
純資産額計算書

平成22年3月31日

資産総額	17,232,763,844円
負債総額	723,673,606円

純資産総額(-) 16,509,090,238円
 発行済数量 19,042,514,261口
 1単位当たり純資産額(/) 0.8670円

(参考)ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)
 純資産額計算書

平成22年3月31日

資産総額 175,933,697円
 負債総額 385,462円
 純資産総額(-) 175,548,235円
 発行済数量 94,607,758口
 1単位当たり純資産額(/) 1.8555円

参考情報 ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンド
 純資産額計算書

平成22年3月31日

資産総額 34,536,530,628円
 負債総額 860,000円
 純資産総額(-) 34,535,670,628円
 発行済数量 54,077,513,167口
 1単位当たり純資産額(/) 0.6386円

(参考)チャイナ龍翔(FOFs用)(適格機関投資家専用)
 純資産額計算書

平成22年3月31日

資産総額	175,400,236 円
負債総額	552,618 円
純資産総額(-)	174,847,618 円
発行済数量	100,155,057 口
1単位当たり純資産額(/)	1.7458 円

参考情報 チャイナ・エクイティ・マザーファンド
 純資産額計算書

平成22年3月31日

資産総額	8,288,767,816 円
負債総額	7,278,470 円
純資産総額(-)	8,281,489,346 円
発行済数量	14,118,126,511 口
1単位当たり純資産額(/)	0.5866 円

第5 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間	156,693,061	48,704,704
第2計算期間	243,649,022	108,873,336

（注）当初設定数量は186,224,240口です。

第四部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成22年3月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成22年3月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	14	43,688
追加型株式投資信託	345	6,782,892
株式投資信託 合計	359	6,826,580
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,947,876
公社債投資信託 合計	17	2,947,876
総合計	376	9,774,456

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第51期事業年度に係る中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,398,882	3,961,462
有価証券	32,206,041	28,233,112
前払金	3,357	453
前払費用	96,205	84,549
未収入金	75,494	20,722
未収消費税等	-	27,138
未収委託者報酬	8,899,037	5,273,080
未収収益	136,888	25,476
貯蔵品	83,453	38,909
繰延税金資産	779,955	227,536
デリバティブ資産	1,172,830	-
その他	30,104	2,030
流動資産計	46,882,252	37,894,473
固定資産		
有形固定資産	1	1,252,162
建物(純額)	388,414	349,484
器具備品(純額)	1,229,446	900,893

建設仮勘定	735	1,785
無形固定資産	1,989,254	1,980,730
ソフトウェア	1,976,209	1,967,944
電話加入権	11,850	11,850
その他	1,194	936
投資その他の資産	8,890,810	8,317,769
投資有価証券	7,690,544	7,780,508
関係会社株式	737,012	737,012
出資金	166,719	178,806
従業員に対する長期貸付金	176,298	155,692
差入保証金	633,855	618,264
長期前払費用	10,039	8,394
投資不動産(純額)	593,270	579,162
その他	43	-
貸倒引当金	3	3
固定資産計	12,498,661	11,550,663
資産合計	59,380,914	49,445,137

(単位:千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	50,693	48,999
未払金	10,302,751	5,335,193
未払収益分配金	27,011	32,233
未払償還金	332,721	278,950
未払手数料	4,943,985	2,896,691
その他未払金	2	2
未払費用	2,177,782	1,528,570
未払法人税等	1,402,832	442,052
未払消費税等	425,013	-
前受収益	39,700	-
賞与引当金	480,300	223,000
その他	22,096	1,951
流動負債計	14,901,170	7,579,766
固定負債		
退職給付引当金	988,898	1,150,011
役員退職慰労引当金	46,260	62,520
繰延税金負債	2,300,289	1,767,537
固定負債計	3,335,448	2,980,068
負債合計	18,236,618	10,559,835
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727

資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金	2,800,000	2,800,000
繰越利益剰余金	11,702,152	9,659,553
利益剰余金合計	14,876,450	12,833,851
株主資本合計	41,546,450	39,503,851
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	402,154	618,549
評価・換算差額等合計	402,154	618,549
純資産合計	41,144,295	38,885,301
負債・純資産合計	59,380,914	49,445,137

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	82,506,998	67,765,880
その他営業収益	572,557	391,449
営業収益計	83,079,556	68,157,330
営業費用		
支払手数料	48,784,763	40,411,927
広告宣伝費	1,542,009	836,270
公告費	9,189	2,131
受益証券発行費	41,501	4,887
調査費	4,197,737	4,089,629
調査費	672,732	752,522
委託調査費	3,525,004	3,337,107
委託計算費	642,326	657,069
営業雑経費	2,103,482	1,828,907
通信費	283,069	264,500
印刷費	918,929	908,407
協会費	40,717	49,882
諸会費	10,258	11,279
その他営業雑経費	850,507	594,837
営業費用計	57,321,011	47,830,823
一般管理費		
給料	4,208,378	3,940,850
役員報酬	185,100	149,400
給料・手当	3,139,424	3,408,724
賞与	403,553	159,726
賞与引当金繰入額	480,300	223,000
福利厚生費	548,953	573,052
交際費	85,291	89,101
寄付金	1,796	630
旅費交通費	231,428	233,872
租税公課	427,247	328,325
不動産賃借料	666,919	730,467
退職給付費用	309,416	310,345
役員退職慰労引当金繰入額	33,405	26,700
固定資産減価償却費	713,538	1,012,489
諸経費	1,349,328	904,760
一般管理費計	8,575,704	8,150,595
営業利益	17,182,840	12,175,911

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		205,108		33,852
有価証券利息		473,605		350,432
受取利息		4,674		4,904
時効成立分配金・償還金		117,919		38,525
有価証券償還益		226,585		26,762
為替差益		-		721,935
デリバティブ評価益		1,150,268		-
その他		27,266		20,641
営業外収益計		2,205,428		1,197,054
営業外費用				
時効成立後支払分配金・償還金		58,372		127,439
貯蔵品廃棄損		161,462		74,887
為替差損		1,632,650		-
デリバティブ損失		-		885,196
貸倒引当金繰入額		-	3	621,387
その他		41,095		50,066
営業外費用計		1,893,580		1,758,977
経常利益		17,494,688		11,613,987
特別利益				
投資有価証券売却益	1	2,241,103		2,157
ゴルフ会員権売却益		13,021		-
特別利益計		2,254,124		2,157
特別損失				
投資有価証券売却損		21,921		2,298
投資有価証券評価損		-		218,872
投資有価証券清算損		-		10,639
固定資産除売却損	2	44,642	2	11,886
貸倒引当金繰入額	3	1,113,972		-
その他	4	3,737	4	42,274
特別損失計		1,184,273		285,971
税引前当期純利益		18,564,539		11,330,173
法人税、住民税及び事業税		6,901,995		4,648,684
法人税等調整額		997,192		168,125
法人税等合計		7,899,187		4,816,810
当期純利益		10,665,351		6,513,363

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	2,261	-
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	2,261	-
当期変動額合計	2,261	-
当期末残高	-	-
別途積立金		
前期末残高	2,800,000	2,800,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,800,000	2,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,834,028	11,702,152
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	2,261	-
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363

当期変動額合計	2,868,123	2,042,599
当期末残高	11,702,152	9,659,553

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	12,010,588	14,876,450
当期変動額		
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363
当期変動額合計	2,865,862	2,042,599
当期末残高	14,876,450	12,833,851
株主資本合計		
前期末残高	38,680,588	41,546,450
当期変動額		
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363
当期変動額合計	2,865,862	2,042,599
当期末残高	41,546,450	39,503,851
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	562,216	402,154
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	964,370	216,395
当期変動額合計	964,370	216,395
当期末残高	402,154	618,549
評価・換算差額等合計		
前期末残高	562,216	402,154
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	964,370	216,395
当期変動額合計	964,370	216,395
当期末残高	402,154	618,549
純資産合計		
前期末残高	39,242,804	41,144,295
当期変動額		
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	964,370	216,395
当期変動額合計	1,901,491	2,258,994
当期末残高	41,144,295	38,885,301

重要な会計方針

4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 役員および従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>
5. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	
6. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p>

会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
---	---

	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>
--	---

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)																
<p>1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>735,161千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>1,604,537千円</td> </tr> <tr> <td>投資建物</td> <td>662,012千円</td> </tr> <tr> <td>投資器具備品</td> <td>26,457千円</td> </tr> </table> <p>2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 4,620,908千円</p> <p>3 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券(投資有価証券)に対するものであります。</p> <p>4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務145,120千円に対して保証を行っております。</p>	建物	735,161千円	器具備品	1,604,537千円	投資建物	662,012千円	投資器具備品	26,457千円	<p>1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>776,838千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>1,691,069千円</td> </tr> <tr> <td>投資建物</td> <td>675,647千円</td> </tr> <tr> <td>投資器具備品</td> <td>26,929千円</td> </tr> </table> <p>2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 1,848,998千円</p> <p>3 同左</p> <p>4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務711,260千円に対して保証を行っております。</p>	建物	776,838千円	器具備品	1,691,069千円	投資建物	675,647千円	投資器具備品	26,929千円
建物	735,161千円																
器具備品	1,604,537千円																
投資建物	662,012千円																
投資器具備品	26,457千円																
建物	776,838千円																
器具備品	1,691,069千円																
投資建物	675,647千円																
投資器具備品	26,929千円																

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1 関係会社との取引 投資有価証券売却益 2,067,950千円</p> <p>2 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。 固定資産除売却損 器具備品 44,642千円</p>	<p>2 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。 固定資産除売却損 器具備品 11,886千円</p>

<p>3 貸倒引当金繰入額に関する注記 保有している外貨建資産担保債券の1銘柄について、清算事象が生じているため、当該銘柄の回収不能見込額を算定し、その見積金額を貸倒引当金として計上しております。 なお、貸倒引当金の計上基準については重要な会計方針に記載しております。</p> <p>4 特別損失の「その他」の主な内訳 会社清算損 3,069千円 保証金の返還に伴う損失 668千円</p>	<p>3 同左</p> <p>4 特別損失の「その他」の主な内訳 受益証券予備券廃棄損 21,160千円 ゴルフ会員権評価損 19,403千円</p>
---	---

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	7,799	2,990	平成19年 3月31日	平成19年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 8,555百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 3,280円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年6月23日

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				

普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	8,555	3,280	平成20年 3月31日	平成20年 6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額	6,495百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	2,490円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月22日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(借主側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	(借主側) リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
器具備品	器具備品
取得価額相当額 4,599千円	取得価額相当額 4,599千円
減価償却累計額相当額 2,299	減価償却累計額相当額 3,613
期末残高相当額 2,299	期末残高相当額 985
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
(2)未経過リース料期末残高相当額	(2)未経過リース料期末残高相当額
1年以内 1,314千円	1年以内 985千円
1年超 985	1年超 -
合計 2,299	合計 985
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

<p>(3)支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,314千円 減価償却費相当額 1,314千円</p> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>(3)支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,314千円 減価償却費相当額 1,314千円</p> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>
---	---

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	前事業年度 (平成20年3月31日現在)			当事業年度 (平成21年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの						
(1)株式	55,101	73,804	18,702	55,101	67,520	12,418
(2)債券	50,000	50,105	105	-	-	-
(3)その他						
証券投資信託の受 益証券	3,110,512	3,238,991	128,479	1,732,000	1,815,427	83,427
小計	3,215,614	3,362,900	147,286	1,787,101	1,882,948	95,846
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの						
(1)債券	13,669,870	11,886,801	1,783,068	-	-	-
(2)その他						
証券投資信託の受 益証券	2,816,910	2,591,485	225,424	3,766,074	2,627,319	1,138,755
小計	16,486,780	14,478,287	2,008,493	3,766,074	2,627,319	1,138,755
合計	19,702,395	17,841,188	1,861,206	5,553,176	4,510,267	1,042,909

(注) その他有価証券で時価のあるものについて、当事業年度において218,872千円の減損処理を行っております。

なお、有価証券の減損にあたって、当事業年度末における時価の下落率が取得原価の50%以上の場合は、著しい下落かつ回復する見込みがないと判断して、減損処理を行っております。また、時価の下落率が取得原価の30%以上50%未満の場合は、時価の推移及び発行会社の財政状態等を総合的に勘案して回復可能性を検討し、回復見込みがないと判断されたものについては、減損処理を行っておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
売却額(千円)	3,892,206	190,340
売却益の合計額(千円)	2,241,103	2,157
売却損の合計額(千円)	21,921	2,298

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

種類	前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	737,012	737,012
小計	737,012	737,012
その他有価証券		
非上場株式	1,314,612	1,172,137
外貨建資産担保債券	2,504,860	2,098,103
MMF・中期国債ファンド	18,235,925	28,233,112
小計	22,055,397	31,503,352
合計	22,792,409	32,240,364

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
(1)債券				
社債	150,000	-	-	-
その他	13,569,000	-	-	-
(2)その他				
証券投資信託 の受益証券	1,023,578	434,463	1,611,490	86,955
合計	14,742,578	434,463	1,611,490	86,955

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
その他				
証券投資信託の 受益証券	-	376,553	1,729,191	-
合計	-	376,553	1,729,191	-

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

<p>(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、当社が保有する外貨建資産担保債券に係る為替変動リスクを軽減するために利用しております。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 為替予約取引については将来の為替変動リスクの軽減を目的としているため、対象資産である外貨建資産担保債券の保有残高の範囲内で行うこととしており、投機目的ではありません。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引に係るリスクとして、為替相場の変動による市場リスクを有しております。また、信用度の高い国内大手証券会社を取引先としており、取引先の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 為替予約取引開始にあたっては、事前に取締役会等の会議体にて承認を得ることとしております。 なお、事後体制としまして、財務部長は毎月、為替予約取引の内容を含んだ財務報告を執行役員会議で行っております。また、財務部内にて取引の状況について適切に把握、管理しております。</p>	<p>(1) 取引の内容及び利用目的 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 同左</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 同左</p>
--	---

2. 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	前事業年度 (平成20年3月31日現在)				当事業年度 (平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額等 のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)	契約額等 (千円)	契約額等 のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	16,334,748	-	1,150,268	1,150,268	410,852	-	1,622	1,622

(注) 時価の算定方法は、各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引き邦貨換算した額となっております。

(退職給付関係)

前事業年度 (平成20年3月31日現在)		当事業年度 (平成21年3月31日現在)	
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。		1. 採用している退職給付制度の概要 同左	
2. 退職給付債務に関する事項		2. 退職給付債務に関する事項	
退職給付債務	988,898千円	退職給付債務	1,150,011千円
退職給付引当金	988,898千円	退職給付引当金	1,150,011千円

<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">152,041千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">157,375</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">309,416</td> </tr> </table> <p>なお、「その他」のうち確定拠出年金への掛金支払額は106,630千円であります。</p>	勤務費用	152,041千円	その他	157,375	<hr/>		退職給付費用	309,416	<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">168,703千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">141,642</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">310,345</td> </tr> </table> <p>なお、「その他」のうち確定拠出年金への掛金支払額は118,690千円であります。</p>	勤務費用	168,703千円	その他	141,642	<hr/>		退職給付費用	310,345
勤務費用	152,041千円																
その他	157,375																
<hr/>																	
退職給付費用	309,416																
勤務費用	168,703千円																
その他	141,642																
<hr/>																	
退職給付費用	310,345																

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)																																																																																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">887,301</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">454,496</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">402,382</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">332,390</td> </tr> <tr> <td>株式譲渡損繰延</td> <td style="text-align: right;">287,965</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">275,900</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">214,784</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">168,660</td> </tr> <tr> <td>出資金評価損</td> <td style="text-align: right;">118,268</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">38,093</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">18,823</td> </tr> <tr> <td>未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">18,208</td> </tr> <tr> <td>前受収益</td> <td style="text-align: right;">16,153</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産</td> <td style="text-align: right;">10,048</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">23,392</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">3,266,871</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1,947,529</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">1,319,341</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式譲渡益繰延</td> <td style="text-align: right;">2,837,113</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2,562</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">2,839,675</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right;">1,520,333</td> </tr> </table>	繰延税金資産	千円	減損損失	887,301	貸倒引当金	454,496	退職給付引当金	402,382	未払事業税	332,390	株式譲渡損繰延	287,965	その他有価証券評価差額金	275,900	投資有価証券評価損	214,784	賞与引当金	168,660	出資金評価損	118,268	器具備品	38,093	役員退職慰労引当金	18,823	未払社会保険料	18,208	前受収益	16,153	一括償却資産	10,048	その他	23,392	<hr/>		繰延税金資産小計	3,266,871	評価性引当額	1,947,529	<hr/>		繰延税金資産合計	1,319,341	繰延税金負債		株式譲渡益繰延	2,837,113	その他	2,562	<hr/>		繰延税金負債合計	2,839,675	<hr/>		繰延税金負債の純額	1,520,333	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">886,012</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">708,034</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">467,939</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">424,359</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">303,843</td> </tr> <tr> <td>株式譲渡損繰延</td> <td style="text-align: right;">287,965</td> </tr> <tr> <td>出資金評価損</td> <td style="text-align: right;">126,163</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">108,049</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">90,738</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">38,093</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">25,439</td> </tr> <tr> <td>未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">11,283</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">31,981</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">3,509,905</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">2,210,636</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">1,299,269</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式譲渡益繰延</td> <td style="text-align: right;">2,837,113</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2,156</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">2,839,269</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right;">1,540,000</td> </tr> </table>	繰延税金資産	千円	減損損失	886,012	貸倒引当金	708,034	退職給付引当金	467,939	その他有価証券評価差額金	424,359	投資有価証券評価損	303,843	株式譲渡損繰延	287,965	出資金評価損	126,163	未払事業税	108,049	賞与引当金	90,738	器具備品	38,093	役員退職慰労引当金	25,439	未払社会保険料	11,283	その他	31,981	<hr/>		繰延税金資産小計	3,509,905	評価性引当額	2,210,636	<hr/>		繰延税金資産合計	1,299,269	繰延税金負債		株式譲渡益繰延	2,837,113	その他	2,156	<hr/>		繰延税金負債合計	2,839,269	<hr/>		繰延税金負債の純額	1,540,000
繰延税金資産	千円																																																																																																												
減損損失	887,301																																																																																																												
貸倒引当金	454,496																																																																																																												
退職給付引当金	402,382																																																																																																												
未払事業税	332,390																																																																																																												
株式譲渡損繰延	287,965																																																																																																												
その他有価証券評価差額金	275,900																																																																																																												
投資有価証券評価損	214,784																																																																																																												
賞与引当金	168,660																																																																																																												
出資金評価損	118,268																																																																																																												
器具備品	38,093																																																																																																												
役員退職慰労引当金	18,823																																																																																																												
未払社会保険料	18,208																																																																																																												
前受収益	16,153																																																																																																												
一括償却資産	10,048																																																																																																												
その他	23,392																																																																																																												
<hr/>																																																																																																													
繰延税金資産小計	3,266,871																																																																																																												
評価性引当額	1,947,529																																																																																																												
<hr/>																																																																																																													
繰延税金資産合計	1,319,341																																																																																																												
繰延税金負債																																																																																																													
株式譲渡益繰延	2,837,113																																																																																																												
その他	2,562																																																																																																												
<hr/>																																																																																																													
繰延税金負債合計	2,839,675																																																																																																												
<hr/>																																																																																																													
繰延税金負債の純額	1,520,333																																																																																																												
繰延税金資産	千円																																																																																																												
減損損失	886,012																																																																																																												
貸倒引当金	708,034																																																																																																												
退職給付引当金	467,939																																																																																																												
その他有価証券評価差額金	424,359																																																																																																												
投資有価証券評価損	303,843																																																																																																												
株式譲渡損繰延	287,965																																																																																																												
出資金評価損	126,163																																																																																																												
未払事業税	108,049																																																																																																												
賞与引当金	90,738																																																																																																												
器具備品	38,093																																																																																																												
役員退職慰労引当金	25,439																																																																																																												
未払社会保険料	11,283																																																																																																												
その他	31,981																																																																																																												
<hr/>																																																																																																													
繰延税金資産小計	3,509,905																																																																																																												
評価性引当額	2,210,636																																																																																																												
<hr/>																																																																																																													
繰延税金資産合計	1,299,269																																																																																																												
繰延税金負債																																																																																																													
株式譲渡益繰延	2,837,113																																																																																																												
その他	2,156																																																																																																												
<hr/>																																																																																																													
繰延税金負債合計	2,839,269																																																																																																												
<hr/>																																																																																																													
繰延税金負債の純額	1,540,000																																																																																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.20</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.52</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.02</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">2.45</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.69%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.52	住民税均等割	0.02	評価性引当額	2.45	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.35</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.13</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.03</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">2.32</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.69%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.35	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.13	住民税均等割	0.03	評価性引当額	2.32																																																																																								
法定実効税率 (調整)	40.69%																																																																																																												
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20																																																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.52																																																																																																												
住民税均等割	0.02																																																																																																												
評価性引当額	2.45																																																																																																												
法定実効税率 (調整)	40.69%																																																																																																												
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.35																																																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.13																																																																																																												
住民税均等割	0.03																																																																																																												
評価性引当額	2.32																																																																																																												

その他	0.29	その他	0.74
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.55	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.52

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	178,324	持ち株会社	100.0	役員2人	経営管理	有価証券の売却 売却代金 売却益	3,153,487 2,067,950	- -	- -

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

有価証券の売却価格は、修正簿価純資産方式により決定しており、支払条件は現金一括払いであります。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	31,893,085	未払手数料	3,927,855
親会社の 子会社	大和証券エスエムピーシー㈱	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	1,197,059	未払手数料	82,472
								為替予約	25,434,342	-	-
親会社の 子会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	なし	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,074,141	その他未払金	321,615

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (3) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- (4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、平成18年10月17日公表の「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	100.0	経営管理	債務保証	711,260	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	25,915,828	未払手数料	2,154,948
同一の親会社をもつ会社	大和証券エスエムピーシー(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	980,553	未払手数料	58,506
							為替予約	17,314,889	-	-
同一の親会社をもつ会社	株大和総研	東京都江東区	1,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	544,950	その他未払金	197,190

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(4) 株大和総研との取引金額には、株大和総研ホールディングス(旧・株大和総研)分社化前の取引金額が含まれております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 15,773.01円 1株当たり当期純利益 4,088.65円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	1株当たり純資産額 14,907.00円 1株当たり当期純利益 2,496.95円 同左

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益(千円)	10,665,351	6,513,363
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		4,276,319
有価証券		22,256,096
未収委託者報酬		6,213,110
貯蔵品		26,368
繰延税金資産		321,833
その他		424,869
流動資産計		33,518,597
固定資産		
有形固定資産	1	1,168,979
無形固定資産		1,801,825
投資その他の資産		
投資有価証券		10,148,103
その他	1	1,503,398
貸倒引当金	2	1,538,999
投資その他の資産合計		10,112,502
固定資産計		13,083,307
資産合計		46,601,904

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金		5,163,439
未払法人税等		722,692
賞与引当金		410,700
その他	4	1,613,671
流動負債計		7,910,503
固定負債		
繰延税金負債		1,926,552
退職給付引当金		1,163,635
役員退職慰労引当金		43,950
固定負債計		3,134,137
負債合計		11,044,641
純資産の部		

株主資本	
資本金	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	374,297
その他利益剰余金	
別途積立金	2,800,000
繰越利益剰余金	5,993,148
利益剰余金合計	9,167,446
株主資本合計	35,837,446
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	338,935
繰延ヘッジ損益	58,751
評価・換算差額等合計	280,183
純資産合計	35,557,263
負債・純資産合計	46,601,904

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		29,980,874
その他営業収益		212,747
営業収益計		30,193,621
営業費用		
支払手数料		17,787,239
その他営業費用		3,452,353
営業費用計		21,239,592
一般管理費	1	4,221,719
営業利益		4,732,309
営業外収益	2	394,870
営業外費用	1, 3	265,780
経常利益		4,861,399
特別利益	4	64,666
特別損失		1,221
税引前中間純利益		4,924,844
法人税、住民税及び事業税		2,263,441
法人税等調整額		167,419
中間純利益		2,828,822

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	15,174,272
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
資本剰余金合計	
前期末残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	374,297
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	374,297
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	2,800,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,800,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	9,659,553
当中間期変動額	
剰余金の配当	6,495,227
中間純利益	2,828,822
当中間期変動額合計	3,666,404
当中間期末残高	5,993,148
利益剰余金合計	
前期末残高	12,833,851
当中間期変動額	
剰余金の配当	6,495,227
中間純利益	2,828,822
当中間期変動額合計	3,666,404

当中間期末残高

9,167,446

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
株主資本合計	
前期末残高	39,503,851
当中間期変動額	
剰余金の配当	6,495,227
中間純利益	2,828,822
当中間期変動額合計	3,666,404
当中間期末残高	35,837,446
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	618,549
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	279,614
当中間期変動額合計	279,614
当中間期末残高	338,935
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	-
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	58,751
当中間期変動額合計	58,751
当中間期末残高	58,751
評価・換算差額等合計	
前期末残高	618,549
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	338,366
当中間期変動額合計	338,366
当中間期末残高	280,183
純資産合計	
前期末残高	38,885,301
当中間期変動額	
剰余金の配当	6,495,227
中間純利益	2,828,822
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	338,366
当中間期変動額合計	3,328,038
当中間期末残高	35,557,263

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
1. 資産の評価基準及び 評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法により計上しております。</p>
2. 固定資産の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6～47年 器具備品 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利 用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財 務内容評価法により計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 役員および従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見 込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく 当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社 の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、 能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が 確定するためであります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づ く当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程 に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>

4. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・株価指数先物 ヘッジ対象・・・投資有価証券</p> <p>(3) ヘッジ方針 価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。</p>
5. リース取引の処理方法	<p>リース取引開始日が平成20年3月31日以前の、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
1. 減価償却累計額 有形固定資産 投資不動産	<p>2,603,477千円</p> <p>709,109千円</p>
2. 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券(投資有価証券)に対するものであります。	
3. 債務保証 子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務573,210千円に対して保証を行っております。	
4. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
1. 減価償却実施額	

有形固定資産	141,608千円
無形固定資産	325,480千円
投資不動産	6,532千円
2. 営業外収益の主要項目	
有価証券利息	67,638千円
投資有価証券売却益	188,494千円
デリバティブ利益	29,286千円
3. 営業外費用の主要項目	
投資有価証券売却損	161,780千円
有価証券償還損	26,776千円
4. 特別利益の主要項目	
貸倒引当金戻入額	64,666千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（千株）	当中間会計期間 増加株式数（千株）	当中間会計期間 減少株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月19日 定時株主総会	普通株式	6,495	2,490	平成21年 3月31日	平成21年 6月22日

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
(借主側)	
リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)	
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	
	有形固定資産 (工具、器具 及び備品)
	合計
	千円
取得価額相当額	4,599
	千円
	4,599

減価償却累計額相当額	4,270	4,270
中間期末残高相当額	328	328

（注）取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2．未経過リース料中間期末残高相当額

1年以内	328千円
1年超	-千円
合計	328千円

（注）未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3．支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	657千円
減価償却費相当額	657千円

4．減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

1．時価のある有価証券

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 其他有価証券 株式	55,101	73,537	18,435
その他 証券投資信託の受益証券	6,900,314	6,310,414	589,899
計	6,955,416	6,383,952	571,464

2．時価評価されていない主な有価証券

	中間貸借対照表計上額 (千円)
(1) 其他有価証券 非上場株式	1,172,137
外貨建資産担保債券	1,855,002
MMF・FFF・中期国債ファンド	22,256,096
計	25,283,235
(2) 子会社株式及び関連会社株式	737,012
計	737,012

（デリバティブ取引関係）

1．取引の状況に関する事項

当中間会計期間
(自 平成21年 4月 1日
至 平成21年 9月30日)

- (1) 取引の内容
当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び株価指数先物取引であります。
- (2) 取引に対する取組方針
デリバティブ取引については、将来の為替変動リスク及び価格変動リスクの軽減を目的としているため、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内で行うこととしており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。
- (3) 取引の利用目的
当社のデリバティブ取引は、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク、及び価格変動リスクを軽減する目的で利用しております。
なお、一部の投資有価証券を対象に、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。
- ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
- ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・株価指数先物
ヘッジ対象・・・投資有価証券
- ヘッジ方針
価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。
- ヘッジ有効性評価の方法
原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。
- (4) 取引に係るリスクの内容
為替予約取引に係るリスクとして、為替相場の変動によるリスク、株価指数先物取引に係るリスクとして、株式指数先物相場の価格変動によるリスクを有しております。また、為替予約取引は、信用度の高い国内大手証券会社を取引先としており、取引先の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。
- (5) 取引に係るリスク管理体制
デリバティブ取引にあたっては、事前に取締役会等の会議体にて承認を得ることとしております。取引の実行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、財務部内にて取引の状況について適切に把握、管理を行っております。
なお、財務部長はデリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を、執行役員会議及び財務会議で行っております。

2. デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	当中間会計期間末 (平成21年 9月30日現在)		
		契約額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
通貨	為替予約取引	320,616	4,055	4,055

(注) 1. 時価の算定方法は、各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引き邦貨換算した額となっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間
(自 平成21年 4月 1日
至 平成21年 9月30日)

1株当たり純資産額	13,631.17円
1株当たり中間純利益金額	1,084.45円

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益(千円)	2,828,822
普通株式に係る中間純利益(千円)	2,828,822
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成21年4月2日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 株主名簿管理人の廃止

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 住友信託銀行株式会社

資本金の額 287,537百万円（平成21年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 大和証券株式会社

資本金の額 100,000百万円（平成21年3月末日現在）

事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

該当ありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成21年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙および裏表紙の記載等について

委託会社の名称、所在地を記載することがあります。

委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります（請求目論見書の場合）。

ファンドの管理番号等を記載することがあります。

(2) 目論見書の表紙裏の記載について

次の事項を記載することがあります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

委託会社の情報提供窓口

お電話によるお問合わせ先

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書（請求目論見書）」は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできる旨。

(3) 目論見書の冒頭に、有価証券届出書の第一部および第二部の内容を要約または図表化したものならびに計算例を「目論見書の概要」等として記載することがあります。

(4) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。

(5) 前(3)の「目論見書の概要」の項または目論見書の巻末に、「用語のご説明」等のタイトルで用語集を掲載することがあります。

(6) 前(3)の「目論見書の概要」の項に、当ファンドの基準価額、純資産総額等の推移をグラフで表示する場合があります。

(7) 当ファンドの投資信託約款の内容を記載した書面を、目論見書と合冊で投資家に交付する場合があります。

(8) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。

「投資信託説明書（目論見書）」

「投資信託説明書（交付目論見書）」

「投資信託説明書（請求目論見書）」

独立監査人の監査報告書

平成22年4月2日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山元 太志 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワBRICSリターンズ・ファンドの平成21年8月21日から平成22年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワBRICSリターンズ・ファンドの平成22年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 堀内 巧 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 小澤 陽一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年10月9日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山元 太志 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワBRICSリターンズ・ファンドの平成21年2月13日から平成21年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワBRICSリターンズ・ファンドの平成21年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社
員 公認会計士 堀内 巧 印
業務執行社員

指定社
員 公認会計士 小澤 陽一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。